

令和 6 年度ヤード環境対策検討会 報告書

令和 7 年 3 月
ヤード環境対策検討会

目次

第1	はじめに	1
第2	現行規制	2
1	廃棄物の定義	2
2	有害使用済機器の定義	2
第3	ヤードの実態調査結果	6
1	有害使用済機器保管等届出制度の状況	6
2	再生資源物の保管に関する事業場の状況	6
第4	自治体及び事業者団体の意見	9
1	現行の届出制度について	9
2	有害使用済機器の範囲について	10
3	廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の支障について	10
4	不適正輸出を防ぐ仕組みについて	11
第5	ヤード環境対策における取組の基本的方向性	12
1	有害性の観点を踏まえた規制のあり方について	12
2	規制対象物品のあり方について	12
3	有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための規制について	13
4	不適正輸出を防ぐ仕組みについて	14
第6	おわりに	15

第1 はじめに

金属スクラップや内部に有害物質が含まれる電気電子機器等の取扱いにおいて、環境保全措置が十分に講じられないまま破砕や保管をされることにより、生活環境保全上の支障が発生していたため、平成 29 年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。本制度の対象となる機器は、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制条例が制定されている。

また、令和 6 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済が国家戦略に位置付けられた。国内で資源を循環させて最大限活用することは、環境負荷の軽減に加え、重要鉱物などの供給を増やすことで国際的な産業競争力や経済安全保障の強化にも資することが示されている。家電製品や小型家電からの金属資源の回収を推進し、都市鉱山の活用を最大化することで、金属資源等の利用最適化を目指していくとともに、国内外の資源を最大限活用し、アジア諸国の使用済製品からの再資源化にも取り組みつつ、製造業への原料の安定供給につなげていくことが重要である。そのためにも、環境対策が不十分なヤードへの対応として、関係省庁と連携し、雑品スクラップの管理や不適正輸出の防止、環境対策の強化等に向けて、必要に応じて制度的措置を講じていくことが、本基本計画においても明記されている。

令和 7 年には平成 29 年の改正廃棄物処理法の施行から 5 年が経過し、施行状況を点検する時機が到来した。このため、環境対策が不十分なヤードに関する環境対策を検討するため、有識者を委員とする「令和 6 年度ヤード環境対策検討会」（以下「本検討会」という。）を開催し、自治体や事業者団体からのヒアリング、自治体に対する実態調査の結果等を踏まえ、必要となり得る環境対策について以下の 4 つの観点から取りまとめた。

1. 有害性の観点を踏まえた規制のあり方について
2. 規制対象物品のあり方について
3. 有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための規制について
4. 不適正輸出を防ぐ仕組みについて



図1 不適正ヤード問題の全体像と論点との関係性

第 2 現行規制

1 廃棄物の定義

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう（廃棄物処理法第 2 条第 1 項）。

これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。本来廃棄物たる物を有価物と称して、廃棄物処理法の規制を免れようとする事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのある物については以下の各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討する必要がある。各種判断要素を総合的に勘案して、その物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととなる。なお、以下の各種判断要素は一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即したほかの判断要素も勘案して、適切に判断することとなる（「行政処分の方針について（通知）」（令和 3 年 4 月 14 日付け環境規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知））。

（1）物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

（2）排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

（3）通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

（4）取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

（5）占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。

2 有害使用済機器の定義

平成 29 年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物とは別に新たに創設された区分であり、「廃棄物以外のものであつて、使用を終了し、収集された機器のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの」として、政令で対象となる機器を定めている。具体的には、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされている家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）を指定した。有害使用済機器を扱

う事業者は都道府県知事に届出を行い、保管や処分に関する基準を遵守する必要がある。（廃棄物処理法第17条の2第1項）

※ 取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。

※ 有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場から生じた廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理（又は廃棄物の処理業者に処理委託）する必要がある。

（１）有害使用済機器の対象品目

家電リサイクル法の対象となる「家電4品目」及び小型家電リサイクル法の対象となる「小型家電28品目」を対象品目としている。（廃棄物処理法施行令第16条の2）

ア 家電4品目

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

イ 小型家電28品目

ジャー炊飯器、ヘアドライヤー、扇風機、携帯電話端末、プリンター、ゲーム機、ノートパソコン、電話機、電卓、デジタルカメラ等

※ 一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。

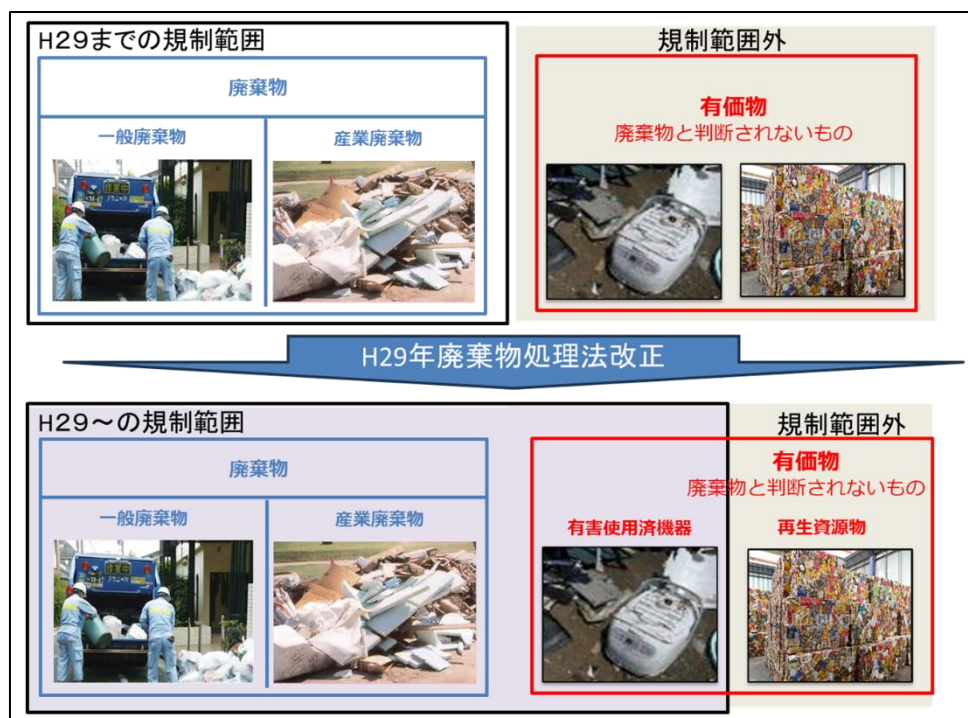


図2 廃棄物処理法の規制範囲

（２）有害使用済機器の保管基準（概要）

ア 囲いの設置

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また、機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要がある。また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている

場合、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上の安全が必要である。

イ 保管の場所に係る掲示板

有害使用済機器の保管に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、連絡先、保管又は処分の別、保管品目及び最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要事項が表示された掲示板を設ける必要がある。

ウ 保管高さ

有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出の防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。

エ 土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また、多くの機器では有害物質を含んでいる。そのため、保管に際し、油の漏えいや汚水の発生・流出等が生じる場合には、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する必要がある。

オ 飛散・流出に関する必要な措置

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じた対策が必要である。

カ 生活環境の保全

有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上、悪影響を及ぼさないような対策が必要である。

キ 火災・延焼防止

有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれている物があり、これらの電池からの液漏れやショートを要因として火災が発生するおそれが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の対策が必要である。

ク 公衆衛生の保全等

有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等の発生を防止するため、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで、衛生的な環境を保持する必要がある。害虫の発生防止又は雨水の腐敗による悪臭防止のため、雨水がとどまらないようにする必要がある。また、害虫等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布などを行う必要がある。

（３）有害使用済機器の処分基準（概要）

ア 飛散・流出の防止

有害使用済機器の処分に当たっては、有害使用済機器やその破片等が飛散するおそれがある。また、油や有害物質を含むものもあり、これらの飛散・流出を防止する必要がある。処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設ける必要がある。

イ 騒音及び振動の防止

有害使用済機器の処分に伴い騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境保全上支障が生じないような措置を講ずる必要がある。

ウ 火災の発生又は延焼の防止

有害使用済機器は、衝撃等で発火する可能性があるものが含まれている場合があり、処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管、電池等の処分により有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要がある。

エ 禁止行為

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されている。

※ 有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機は、環境大臣が定める方法（冷媒として使用されていたフロンの回収など）により処分する必要がある。

第3 ヤードの実態調査結果

本検討会の環境対策の検討に資するため、47 都道府県及び 82 政令市に対して「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査（令和 6 年 9 月 30 日時点。以下「実態調査」という。）を実施した。（詳細は別添参考資料を参照。）

※ 調査対象期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

1 有害使用済機器保管等届出制度の状況

（1）届出件数

有害使用済機器保管等届出制度における届出件数は、令和 5 年 9 月調査時の 547 件から 65 件増加し、612 件の届出がなされていた。地域別（地方環境事務所の管轄地域で区分。以下同じ。）には、北海道地方は 5 件、東北地方は 90 件、関東地方は 222 件、中部地方は 64 件、近畿地方は 114 件、中国地方は 72 件、四国地方は 16 件、九州地方は 29 件であった。

（2）生活環境保全上の支障の状況

有害使用済機器保管等届出事業場における生活環境保全上の支障の発生状況は、22 の事業場において、火災 11 件、騒音・振動 6 件、悪臭 3 件、水質汚濁 2 件、崩落 1 件、その他 1 件の計 24 件であった。

2 再生資源物の保管に関する事業場の状況

（1）再生資源物の保管等事業場数

再生資源物の保管等事業場数は 3,260 件であった。地域別には、北海道地方は 19 件、東北地方は 184 件、関東地方は 2,019 件、中部地方は 414 件、近畿地方は 169 件、中国地方は 193 件、四国地方は 56 件、九州地方は 206 件であった。

ただし、129 自治体のうち、47 の自治体が事業場数を把握していないとして報告をしていないことから、実際は更に多くの事業場が存在している可能性がある。

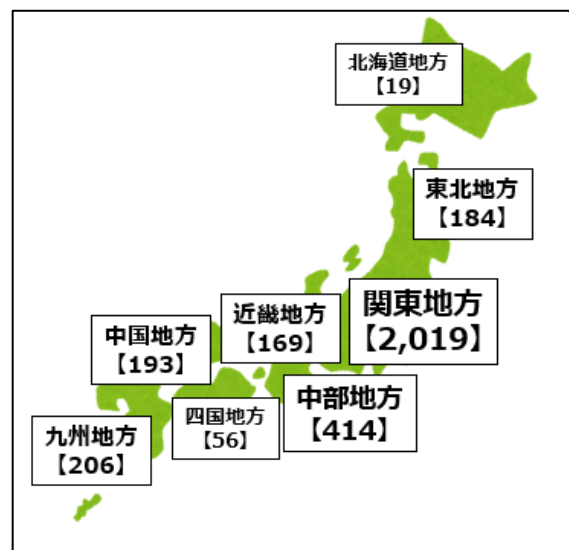


図3 再生資源物保管等事業場の把握数

（2）再生資源物の保管等の実態について

再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウムイオン電池、ゴム製品等の多種多様な物品が保管等されていることが分かった。一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

（３）生活環境保全上の支障の状況

再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の発生状況は、165 の事業場において、火災 27 件、土壌・地下水汚染 3 件、飛散・流出 44 件、騒音・振動 87 件、悪臭 16 件、水質汚濁 19 件、崩落 3 件、その他 12 件の計 211 件であった。

表 1 再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障件数

事業場の分類		支障の種類								計	
		火災	土壌・地下 水汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
											LiB
有害使用済機器保管等事業場		11	0	0	0	6	3	2	1	1	24
再生資源物保管等事業場		27	6	3	44	87	16	19	3	12	211
(内訳)	金属スクラップ保管等事業場	5	1	3	14	69	7	7	2	4	111
	雑品スクラップ保管等事業場	11	4	0	11	7	0	4	0	2	35
	プラスチック資源保管等事業場	10	1	0	18	4	9	6	1	2	50
	その他の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
	詳細不明の再生資源物保管等事業場	1	0	0	1	7	0	0	0	2	11
	敷地面積が100㎡以下の再生資源物事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	38	6	3	44	93	19	21	4	13	235

（４）再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池の取扱状況

廃鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路の pH などの水質悪化が生じているとの回答があった。また、廃鉛蓄電池の解体等によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が生じているとの回答があった。

（５）再生資源物保管等事業場における廃リチウムイオン電池の取扱状況

廃リチウムイオン電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。

（６）再生資源物保管等事業場の規制について

再生資源物保管等事業場に対する条例を制定していると回答した自治体数は 129 のうち 12（関東地方：7）であった（以下のとおり。（ ）は施行日を指す。）。有害使用済機器保管等届出制度の開始後に制定された条例は、いわゆる「再生資源物（廃棄物及び有害使用済機器を除く。）」として、地域の実情に応じて規制対象物品を定め、屋外保管等を行う者に対して許可の申請又は届出を義務付けた規制内容となっている。その他、当該制度開始前から使用済自動車や使用済タイヤ、使用済特定家庭用機器（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）等を規制対象物品（廃棄物を除く。）として定め、有価取引される不用品の回収行為を把握、指導できる条例を制定している自治体もあった。なお、いわゆる「金属くず条例」は、把握できた限りで、回答があった自治体を含め 17 の自治体で制定されている。

＜都道府県＞

- ア 滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和 31 年 12 月 25 日）
- イ 兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年 3 月 17 日）
- ウ 鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成 28 年 4 月 1 日）
- エ 千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和 6 年 4 月 1 日）
- オ 茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 6 年 4 月 1 日）
- カ 山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和 6 年 7 月 1 日）
- キ 埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和 7 年 1 月 1 日）
- ク 福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 7 年 1 月 1 日）

＜政令市＞

- ア 名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成 16 年 7 月 1 日）
- イ 千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 3 年 11 月 1 日）
- ウ さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 6 年 2 月 1 日）
- エ 越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 6 年 7 月 1 日）

（７）法制化に向けた意見

90 以上の自治体が、条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望している。現行制度では対象品目が限定的である等、多くの自治体から規制内容が不十分であるとの意見があった。

- 事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがある。また、全国統一基準により、自治体の指導に対して事業者の理解が得られる。
- 規制適用の該当性判断が困難で、事業者への指導が不十分になっている。

管内に 50 以上の再生資源物保管等事業場がある自治体や生活環境保全上の支障が生じている再生資源物保管等事業場がある自治体では、届出制よりも厳格な規制が可能である許可制導入を求める傾向にあった。一方で、管内に再生資源物保管等事業場が少ない自治体では、届出制を求める傾向にあった。

第4 自治体及び事業者団体の意見

自治体への実態調査並びに自治体及び事業者団体からのヒアリング結果について取りまとめた。

自治体からは、「ヤードに不適正に保管されている物品に対して廃棄物該当性の判断をしていく中で、実際の現場ではその枠組から漏れてしまう事情がある。廃棄物処理施設と同等の対応が必要である。」との意見があった。実態調査に関しては、許可制導入意見は自治体数 129 のうち 56、届出制継続かつ対象品目の拡大意見は 37、許可制導入に消極の意見は 10 であった。許可制導入意見としては、「規制を強化することにより、不適正な保管・処理等を抑止し、不適正業者・悪質業者を排除すること」、届出制継続意見としては、「届出制度であっても、対象品目を拡大すれば十分な指導が可能になること」が挙げられる。また、再生資源物保管等事業場を規制するために廃棄物処理法以外の別の規制を望む意見もある。

事業者団体からは、「現行制度では事業者に対して実効性が期待できない」、「金属、プラスチック等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制する必要がある」との意見があった。加えて、廃鉛蓄電池が不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例について懸念があるとの意見もあった。

自治体及び事業者団体のいずれも規制強化の方向性に関して一致しており、ヤードにおける環境保全措置を強化すべき必要性が明確となった。

1 現行の届出制度について

(1) 許可制導入に関する意見

- ア 届出制のままでは事業者への指導に限界があるため、許可制とすることで、権限を強化し実効性を高める必要がある。また、許可制の方が手続のハードルが高く、不適正な事業者は参入できない。不適正な保管・処理等を抑止するとともに、不適正業者・悪質業者を排除する必要がある。
- イ 再生資源物も生活環境保全上の支障が生じるおそれがある点について、廃棄物と同様である。
- ウ 届出制よりも罰則を強化できる許可制を導入すべきである。重過失又は悪意の違反者に対しては、罰則の引上げ等、規制強化すべきである。

(2) 届出制導入に関する意見

- ア 対象品目を拡大すれば、届出制であっても十分な指導が可能である。許可制は過剰規制になるため、まずは従来の届出制により事業者の情報を収集し、指導を可能にすべきである。
- イ 廃棄物処理法で廃棄物ではない有価物を規制する以上、許可制は過度な規制となる。
- ウ 担当職員が限られている中で、負担の大きい許可事務の新規追加は望ましくない。

(3) 新たな法規制に関する意見

- ア 廃棄物処理法で有価物である再生資源物を規制することは、法目的からしてなじまない。

- イ 個別物品であれば有害性は低いですが、大量に分別保管する過程で環境負荷が生じる物に対しては、廃棄物処理法とは異なる法律又は新たな法律により環境対策を講ずる必要がある。
- ウ 有害使用済機器も含めて、資源循環促進のためにヤード対策を含めた別の法体系が必要である。

2 有害使用済機器の範囲について

- (1) 対象品目を指定する制度では抜け穴が多い。電子部品を含む機械全てに規制をかける等、包括的に規制をかけるべきである。対象品目を拡大することで、不適正現場の実態把握や指導につながる。
- (2) 有害使用済機器のみを取り扱うヤードはなく、雑品スクラップとの混載物が保管・処理されているため対象品目を限定した指導では限界がある。
- (3) 業務用、家庭用家電が外観上又は性状が似た製品が多いため、区別を付けずに規制すべきである。
- (4) 有害使用済機器に限らず、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある物は、規制をかけていくべきである。
- (5) 家電リサイクル法の対象機器のほかに、金属、プラスチック等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制範囲を広げる必要がある。
- (6) 例えば、廃鉛蓄電池が有害使用済機器として指定されたとしても、破碎された状態の物が流通してしまうと、規制できないことを懸念している。鉛蓄電池の解体物も規制をかける必要がある。

3 廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の支障について

(1) 廃鉛蓄電池の解体等に伴う生活環境保全上の支障事例

- ア 鉛蓄電池の解体によって生じた廃液が場外に流出し、ため池排水から環境基準を超える鉛が検出された。また、周辺水路の水質悪化や処理汚水の流出が認められた。
- イ 解体や処理時の悪臭や処理水基準（鉛）の超過が認められた。
- ウ 不適正ヤード事業者にて、環境汚染を防ぐための適正な措置が講じられないまま、廃鉛蓄電池が集荷、解体処理されていることが多い。解体処理による希硫酸等の流出で周辺に生活環境保全上の支障を引き起こしている可能性がある。
- エ 保管だけでなく、破碎等の処理についての規制が必要であり、破碎品の取扱いについて、現行の家電スクラップを前提にした保管・処分基準だけでは内容的に不十分である。

(2) 廃鉛蓄電池の解体等に伴う処理上の問題点

- ア 保管について、屋外の雨ざらしになっているため、万が一、漏えいが発生した場合、土壤汚染の危険性が高い。
- イ 有価物ではない廃棄物であった場合には、特別管理産業廃棄物を含むため、生活環境保全上の懸念が生じるおそれがある。

(3) 廃リチウムイオン電池の処理に伴う生活環境保全上の支障事例

- ア 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在し、重機によりぞんざいに扱われることが多い実態がある。その結果、廃リチウムイオン電池が破損し、発火につながる可能性がある。
- イ 廃リチウムイオン電池を失活させるための処理が必要だが、不適正なヤードでは、その廃液を適切に処理できるような設備が完備されておらず、未処理のまま流してしまっていることが危惧される。

4 不適正輸出を防ぐ仕組みについて

- (1) 廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されている。
- (2) 鉛くずの輸出は、令和5年に令和2年の約10倍に急増し、特にマレーシア等の東南アジア地域で伸びが顕著である。背景として、バーゼル法の規制対象である廃鉛蓄電池を新規参入業者が不適正ヤード等で違法に収集、解体、処理した後に輸出しているものと考えられる。また、令和3年頃から輸出価格の二極化が見られ、マレーシアやカンボジア向けは安価になっている。これは従来から輸出されてきた金属くずと異なり、鉛品位の低い巢鉛を多く含むためだと推察される。
- (3) 現行のバーゼル法や外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）では予備罪や未遂罪がない。廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認制度に準じて廃鉛蓄電池や巢鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要である。

第5 ヤード環境対策における取組の基本的方向性

1 有害性の観点を踏まえた規制のあり方について

(1) 現状と課題

平成 29 年の廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。本制度の対象となる機器は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されており、実態調査によってその事実が明確となった。

一部の自治体では、こうした不適正ヤードで保管等されている物品が廃棄物又は有害使用済機器に該当しないという理由から、廃棄物処理法に基づく指導監督が困難な状況にある。こうしたことから、金属スクラップ等の保管に関する規制条例が制定され、その多くが許可制を導入しており、届出制では限界があった事業者への指導を強化できると意見する自治体があった。一方で、許可制は届出制よりも行政手続のハードルが高くなるため、新たな許可事務により自治体のマンパワーを奪い、結果として対象事業場の把握や指導に行き届かなくなり、実効性のある行政指導ができなくなるおそれがある旨の自治体からの意見があった。さらに、廃棄物処理法の目的を鑑みた場合において、廃棄物ではない再生資源物を規制の対象とすることは、法目的から逸脱するものであるため、新たな枠組みで制度を構築する必要がある旨の意見もあった。

事業者団体からは、罰則が緩いと事業者に対する法令遵守の実効性を担保できないため、例えば重過失又は悪意の違反者に対しては、罰則の引上げ等、規制強化を要望する意見があった。

(2) 取組の基本的方向性

生活環境保全上の観点から、廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品に限らず、有害使用済機器、金属スクラップや廃プラスチック、これら金属スクラップ等の混合物である雑品スクラップなどのそのもの自体に有害性が低いと考えられる物品も含めて、実効性を担保できる制度を検討すべきである。

その上で、ヤード問題は地域によって偏在する特徴を有しており、一律の規制制度を導入する際には、既に条例で独自の規制制度を導入している自治体の取組にも配慮することが望ましい。一律の規制制度の導入に当たって、例えば、届出制とする場合であっても、「計画変更命令付き届出制」を検討することや流通フローを把握するための搬入・搬出管理の指導が徹底できる帳簿記載の義務付け等の制度、必要な手続を行わない事業者を罰する制度等、ヤード問題の実情に適した実効性の確保の観点で制度的措置を検討すべきである。

2 規制対象物品のあり方について

(1) 現状と課題

実態調査の結果、3,260 の再生資源物保管等事業場が自治体によって把握されており、雑品・金属スクラップのほか、プラスチック製品、廃鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁

器製品等の多種多様な物品が保管されていることが判明した。さらに、再生資源物を原因とする生活環境保全上の支障件数は年間 200 件を超えていた。有害使用済機器保管等届出制度では、対象品目が限定されていることから、有害使用済機器以外の物品に対して保管基準等を適用させることができない。また、再生資源物保管等事業場において、外観上、業務用又は家庭用の区別が付かない等、有害使用済機器の該当性の判断が難しいとの意見がある。

再生資源物の保管等に関する規制条例が制定されていない自治体が多く、「ヤード問題」が顕在化していない地域もあることから、地域の実情に応じた規制のあり方を念頭に置く必要がある。

事業者団体からは、廃鉛蓄電池を指定の対象とするとともに、その解体された物も規制にかける必要があるとの意見があった。

なお、有害使用済機器保管等届出制度の規制対象である「有害使用済機器」がいわゆる「機器」であることから、「機器」が解体されたことで発生する部品や原料に対して、規制をかけることができない状況にある。

（２）取組の基本的方向性

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、ヤードで保管されている物品についても同様に判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととなる。一方で、有価物に該当する金属スクラップや廃プラスチック、これらの混合物を含む雑品スクラップ等は、そのもの自体の有害性は低いものの、保管・分別される過程で環境負荷が生じる可能性がある。このような再生資源物である規制対象物品の個別指定は困難であることから、規制範囲から漏れが生じないように、搬入される個々の機器や物品の種類に限定せず、混在して保管されている様態を含め、包括的に規制できる仕組みを検討すべきである。

また、規制対象の範囲について、地域の実情や特有の課題に応じて柔軟に対応できる規制のあり方を検討すべきである。

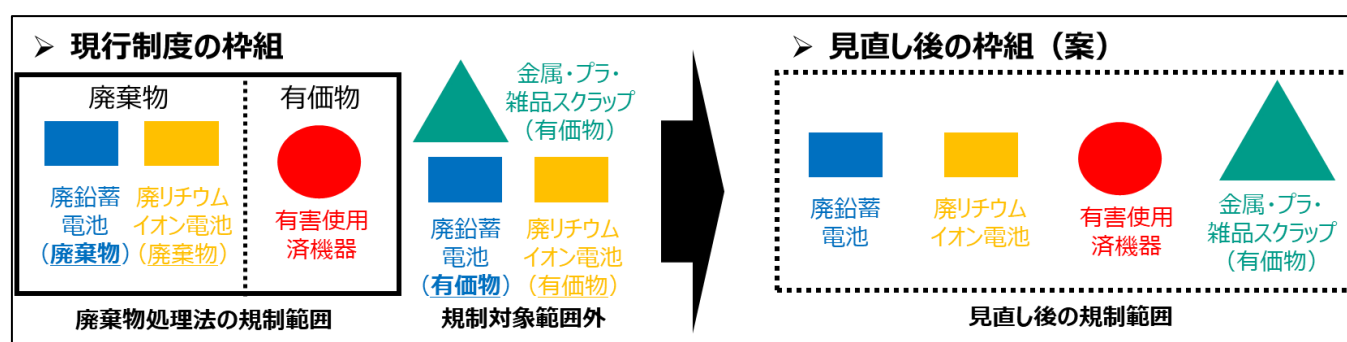


図4 現行制度と見直し後の規制の枠組（案）

3 有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）の解体を行うための規制について

（１）現状と課題

廃棄物に該当しない有害性の高い物品は、現行の廃棄物処理法の規制の対象外である一方で、有害性の高い物品のうち、廃棄物に該当する使用済鉛蓄電池については、その取扱い

に関する指針として「使用済鉛蓄電池の適正処理について（平成 17 年 3 月 30 日付け環廃産発第 050330009 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）」が示されている。不適正ヤードにおいては、廃棄物に該当しないとされた廃鉛蓄電池が集荷、解体処理され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出で周辺への環境問題が生じている事案が指摘されている。具体的には、解体を行っている事業場において、廃液が場外に流出し、ため池排水から環境基準を超える鉛が検出された事例が報告されている。また、廃リチウムイオン電池の失活処理を行った際の環境への悪影響、さらに、廃リチウムイオン電池を含む機器によるヤードでの火災の懸念の指摘もあった。

（２）取組の基本的方向性

廃鉛蓄電池等の有害性の高い物品は、ヤードにおいては解体を行わず選り分けを行うだけにとどめ、生活環境保全上の配慮がなされた事業場でのみ解体や処分をさせるような仕組みを検討すべきである。

４ 不適正輸出を防ぐ仕組みについて

（１）現状と課題

廃鉛蓄電池から取り出された巢鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されていることから、不適正ヤードが不適正輸出の温床になっている可能性があるとの事業者団体からの意見があった。また、遵法意識の乏しい事業者の手によって不適正に解体され、さらに得られた鉛原料が違法輸出される状況に事業者団体は深刻な懸念を示している。加えて、現在のバーゼル法や外為法では予備罪や未遂罪を問うことができないため、廃鉛蓄電池や巢鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要であるとの意見もあった。

表 2 廃鉛蓄電池（巢鉛含む）が混入した貨物の未承認輸出未遂の嚴重注意事例

指導日	税関	相手国	個数	業者所在地
R2.10.6	門司	マレーシア	－	福岡県
R3.4.22	東京	ベトナム社会主義共和国	3,234個	群馬県
R4.5.16	横浜	アラブ首長国連邦	64個	千葉県
R5.2.21	名古屋	アラブ首長国連邦	635個	愛知県
R6.8.9	横浜	マレーシア	－	茨城県
R6.9.4	名古屋	アラブ首長国連邦	－	愛知県

※ ウェブページ掲載分のみ（指導日：令和 2 年から令和 6 年まで）

（２）取組の基本的方向性

国内で生じた有害性の高い物品（廃鉛蓄電池等）については、環境対策が確実に行われる国内での処理を優先させるとともに、有害性の高い物品の不適正輸出を未然に防止できるように、廃棄物の輸出に関する手続に準じた実効性のある制度を検討すべきである。

第6 おわりに

本検討会では、国内のヤード環境対策に関して、現行の有害使用済機器保管等届出制度の運用状況を踏まえ、論点ごとに今後の取組の基本的方向性について取りまとめた。自治体に対する実態調査や関係者からのヒアリングによって、現行の制度では再生資源物の保管等に起因する生活環境保全上の支障を防止することが困難であると示唆されたため、規制強化に向けた制度的措置を講じていくための議論を更に深める必要がある。また、不適正なヤードは金属盗や不法就労、脱税、労働安全衛生関係等の多岐に渡る問題をはらんでいるため、関係省庁と情報共有を密に行い、連携を図っていかねばならない。

本報告書の作成に当たっては、各委員や自治体・事業者団体から様々な意見が出され、制度運用していく上での問題点や課題が浮き彫りになった。昨年12月に設置された中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において、今後、本報告に示される規制のあり方を受けて、具体的な制度的措置を検討していくことを期待したい。

環境保全の観点から国内の不適正なヤード事業者に対して是正を求めていくように規制を強化することは当然のこととして、適切なヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者が資源循環の推進にも貢献していることに十分配慮し、公平な競争環境のもとで、時代の変化に即した環境保全対策を講じていく必要がある。

**令和6年度ヤード環境対策検討会
委員構成**

(敬称略、委員は五十音順)

座長

寺園 淳 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員

大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科 教授

肴倉 宏史 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）

白鳥 寿一 東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻 教授

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授

「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果

(調査概要)

生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため、全国の自治体に向けて調査を行った。

- 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市（82）… 計129自治体
- 集計対象期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
- 調査期間：令和 6 年 10 月 29 日～令和 6 年 11 月 29 日
- 回答率：100%
- 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、再生資源物保管等事業場の規制に関する要望 等

1.事業場の件数

1.1 有害使用済機器保管等事業場

表1.1 有害使用済機器保管等事業場の件数

	保管のみ	保管・処分	合計
有害使用済機器保管等事業場	537件	75件	612件
届出するよう指導中の事業場	89件	1件	90件
合計	626件	76件	702件

表1.2 有害使用済機器保管等事業場数の地方別の内訳

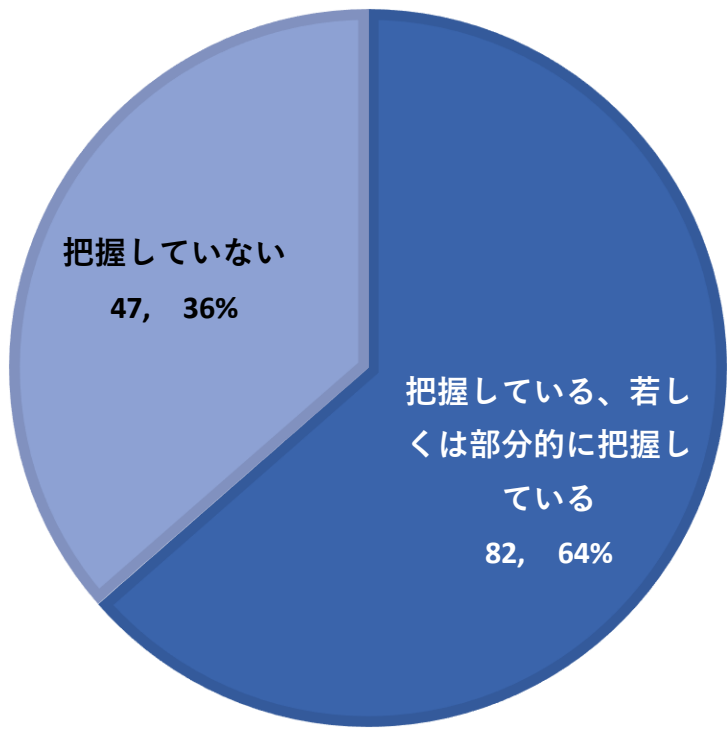
		保管のみ		保管・処分		合計	
有害使用済機器保管等事業場		537件		75件		612件	
	北海道地方		5件		0件		5件
	東北地方		83件		7件		90件
	関東地方		191件		31件		222件
	中部地方		60件		4件		64件
	近畿地方		101件		13件		114件
	中国地方		65件		7件		72件
	四国地方		11件		5件		16件
	九州地方		21件		8件		29件
届出するよう指導中の事業場		89件		1件		90件	
	北海道地方		0件		0件		0件
	東北地方		6件		1件		7件
	関東地方		48件		0件		48件
	中部地方		16件		0件		16件
	近畿地方		12件		0件		12件
	中国地方		6件		0件		6件
	四国地方		0件		0件		0件
	九州地方		1件		0件		1件

1.2 再生資源物保管等事業場

(1) 管内の有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場の把握状況

表1.3 管内の再生資源物保管等事業場の把握状況

再生資源物保管等事業場の把握状況	都道府県		政令市・中核市		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
把握している、若しくは部分的に把握している	41	87%	41	50%	82	64%
把握していない	6	13%	41	50%	47	36%
合計	47	100%	82	100%	129	100%



グラフ1：自治体による再生資源物保管等事業場の把握状況

●現状では、再生資源物保管等事業場を「把握している、若しくは部分的に把握している」と回答した自治体は全体の64％（82自治体）。

・都道府県：41, 87％

・政令市・中核市：41, 50％

●ただし、把握している82自治体についても、多くは部分的な把握に留まっている状況（再生資源物に関する条例の制定：12自治体）

●36％の自治体は「把握していない」と回答

(2) 再生資源物（有害使用済機器以外）の保管等事業場の数

今回の調査では、再生資源物保管等事業場を暫定的に下図のように分類し、自治体ごとの事業場数を確認した。

※あくまで、現時点で自治体が把握している範囲での事業場数であり、国内の全事業場数ではない。

※実際の再生資源物ヤードは、複数の品目を扱うなど多様な事業形態の事業者が存在していると推測され、保管物もその時々で変動するとされているが、今回の調査では代表的な保管物に該当させて計上した。

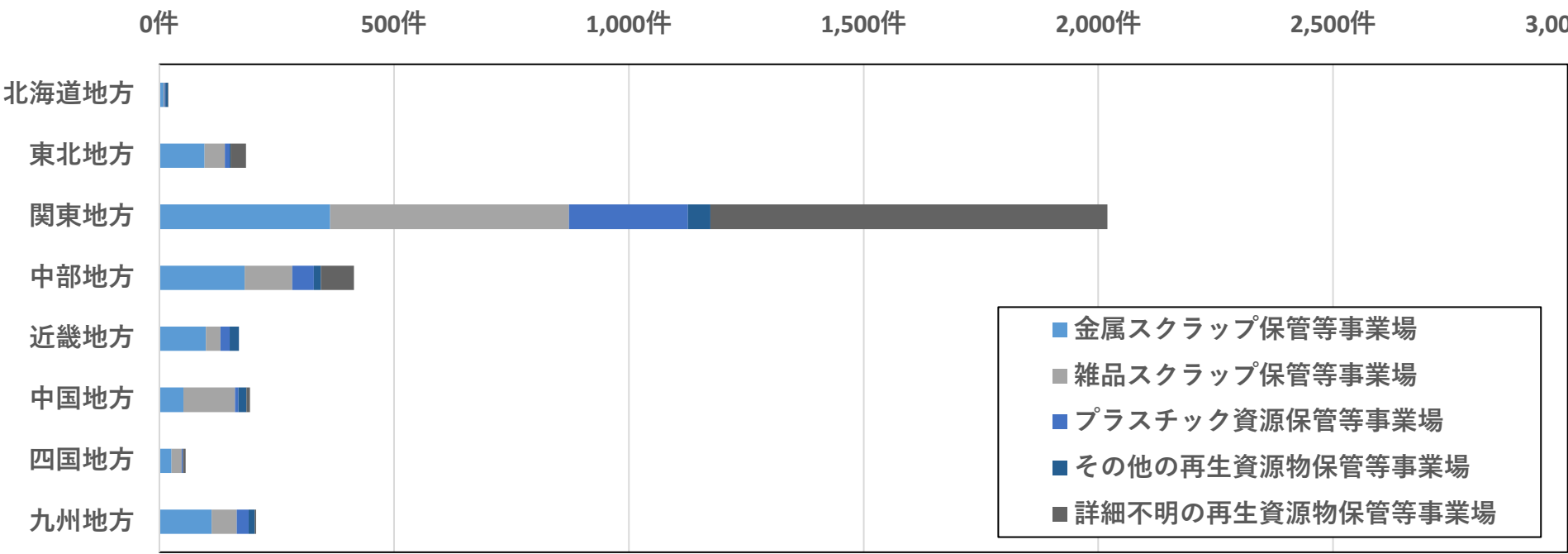


表1.5 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・事業区分別）

事業場の分類（事業区分）	保管のみ		保管・ 処分(再生)		不明・事業 区分なし		合計	割合	
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場総数	1,153件		381件		1,726件		3,260件	100%	
北海道地方	5件		11件		3件		19件	1%	
東北地方	91件		41件		52件		184件	6%	
関東地方	409件		86件		1,524件		2,019件	62%	
中部地方	310件		65件		39件		414件	13%	
近畿地方	52件		93件		24件		169件	5%	
中国地方	164件		17件		12件		193件	6%	
四国地方	36件		6件		14件		56件	2%	
九州地方	86件		62件		58件		206件	6%	

表1.6 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・種類別）

事業場の分類（主な保管物）	金属スクラップ保 管等事業場	雑品スクラップ保 管等事業場	プラスチック資源 保管等事業場	その他の再生資源 物保管等事業場	詳細不明の再生資 源物保管等事業場
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場総数	938件	870件	368件	119件	965件
北海道地方	9件	2件	2件	5件	1件
東北地方	96件	43件	11件	2件	32件
関東地方	364件	508件	254件	48件	845件
中部地方	182件	101件	46件	15件	70件
近畿地方	99件	31件	20件	19件	0件
中国地方	51件	110件	7件	17件	8件
四国地方	26件	21件	3件	0件	6件
九州地方	111件	54件	25件	13件	3件



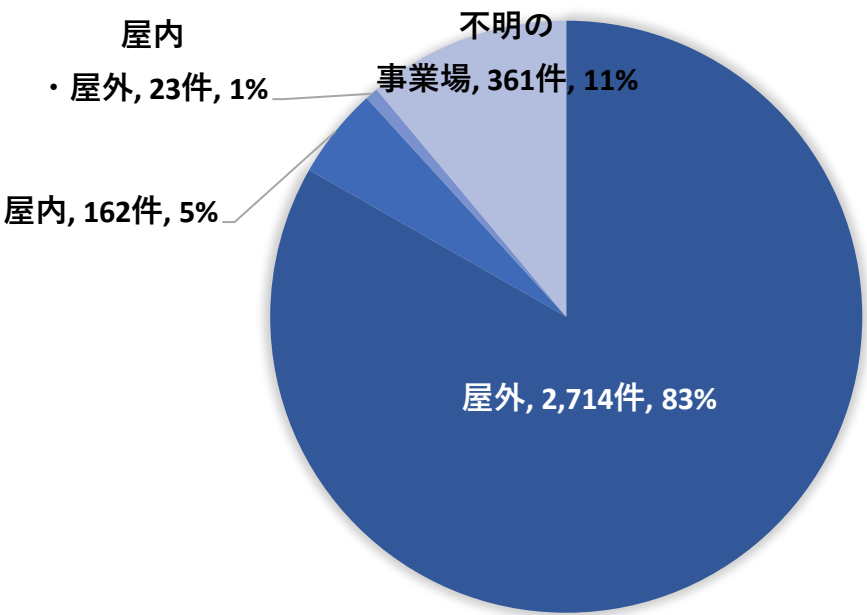
グラフ 3：再生資源物保管等事業場数（地方別・種類別）

●今回調査の範囲では、再生資源物保管等事業場は関東地方に圧倒的に多く存在している。
（今回把握された再生資源物保管等事業場の62％）

(3) 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

表1.7 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

	屋外	屋内	屋内・屋外	不明の事業場	合計
再生資源物保管等事業場	2,714件	162件	23件	361件	3,260件
	83%	5%	1%	11%	100%



グラフ4：再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

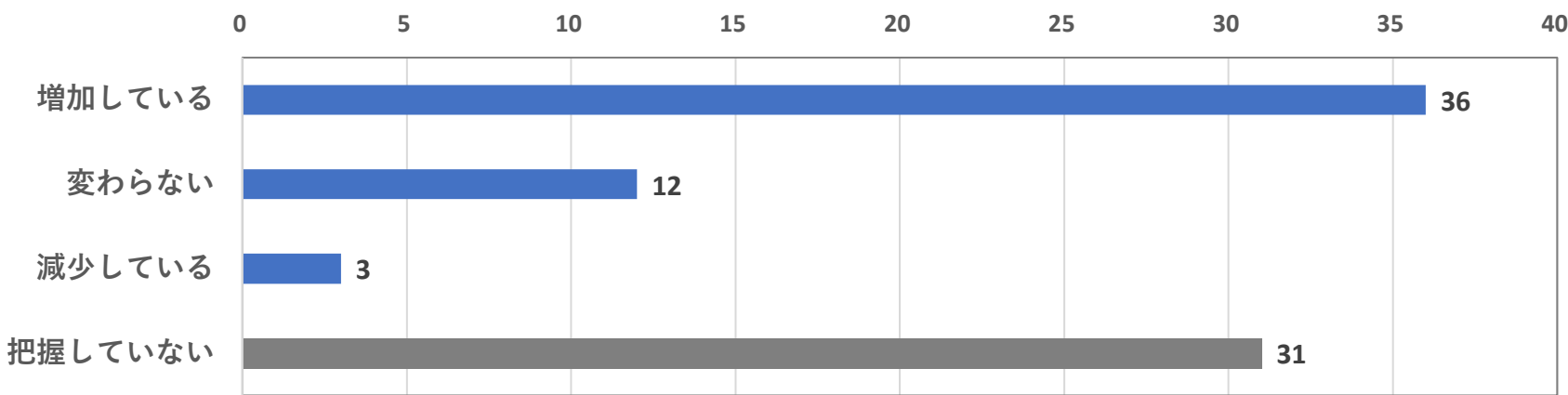
- 再生資源物保管等事業場の80%以上は、屋外で営業している。
- しかし、一部では、屋内の施設を持つ事業者や、屋内施設と屋外保管場の両方を所有する事業者も存在していることが分かった。

(4) 管内の再生資源物保管等事業場数の変動状況

表1.8 過去5年間程の管内の再生資源物保管等事業場数の変動
(有効回答数：82自治体)

再生資源物保管等事業場数の変動	回答自治体数	割合*
増加している	36	44%
変わらない	12	15%
減少している	3	4%
把握していない	31	38%
合計	82	100%

(＊回答自治体における割合)



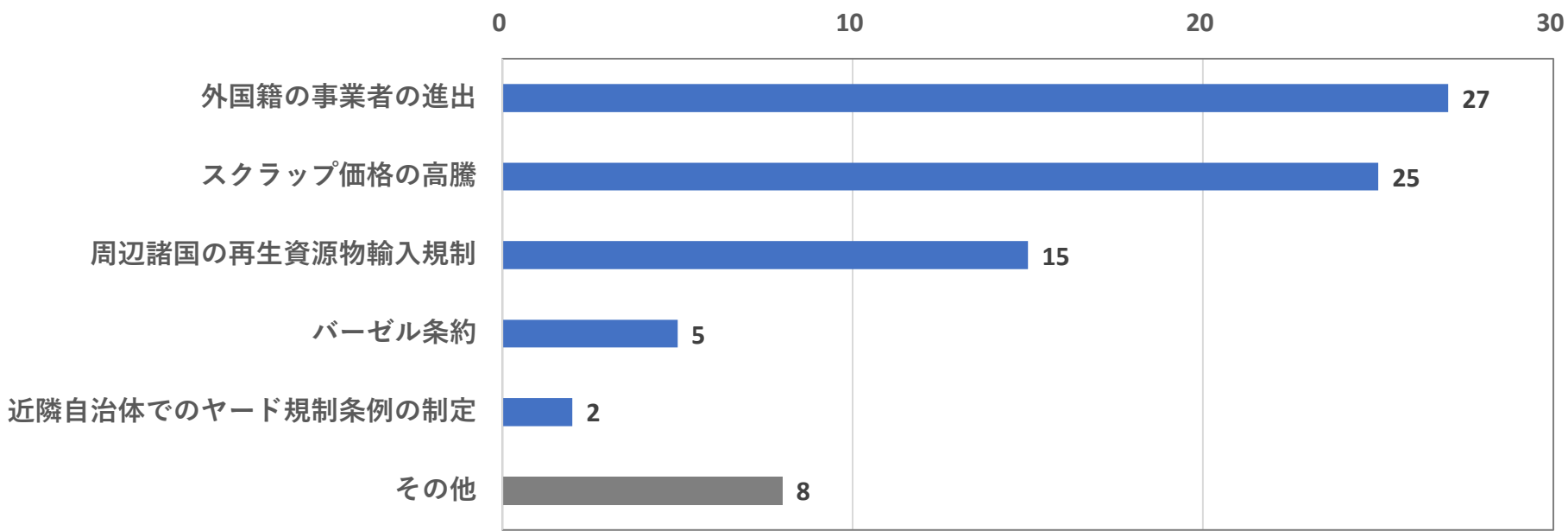
グラフ5：再生資源物保管等事業場数の変動

- 管内の再生資源物保管等事業場数の変動について把握している自治体は、全体の約40%（51/129自治体）と少ないものの、一部の自治体（36自治体）では再生資源物保管等事業場数の増加を感じている状況。

表1.9 管内の再生資源物保管等事業場の数が増加した要因として考えられるもの

(有効回答数：36自治体、複数回答あり)

再生資源物保管等事業場数の増加要因	回答自治体数
外国籍の事業者の進出	27
スクラップ価格の高騰	25
周辺諸国の再生資源物輸入規制	15
バーゼル条約	5
近隣自治体でのヤード規制条例の制定	2
その他	8



グラフ6：再生資源物保管等事業場数の増加要因

●一部地域での再生資源物保管等事業場の増加の要因としては、「外国籍の事業者の進出」という回答が最も多く、次いで「スクラップ価格の高騰」を挙げる声が多かった。

2.再生資源物の保管等の実態について

(1) 再生資源物保管等事業場内の保管物

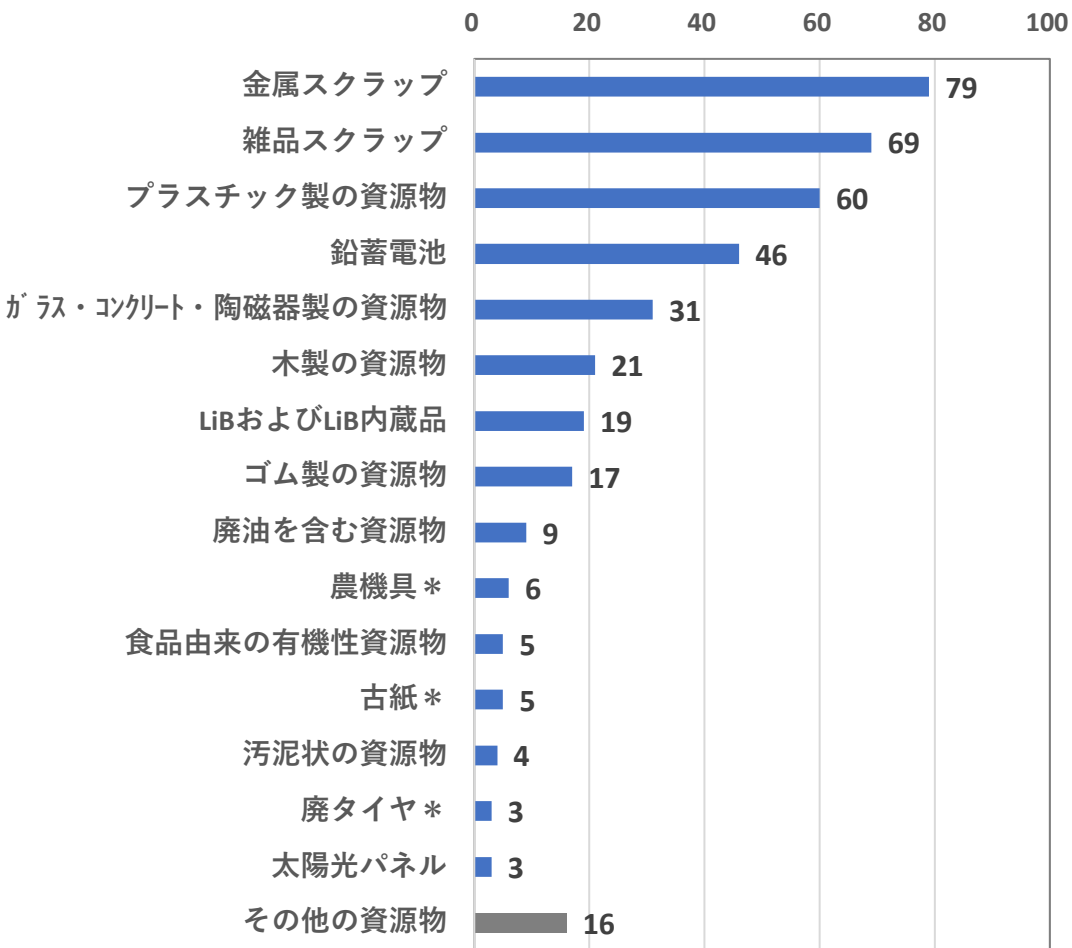
表2.1 再生資源物保管等事業場に保管されている再生資源物
(有効回答数：82自治体、複数回答あり)

再生資源物の種類	回答自治体数
金属スクラップ	79
雑品スクラップ	69
プラスチック製の資源物	60
鉛蓄電池	46
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	31
木製の資源物	21
LiBおよびLiB内蔵品	19
ゴム製の資源物	17
廃油を含む資源物	9
農機具＊	6
食品由来の有機性資源物	5
古紙＊	5
汚泥状の資源物	4
廃タイヤ＊	3
太陽光パネル	3
その他の資源物	16

(＊その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)

その他の内容

自転車、自動車バッテリー、解体自動車ガラ、オートバイ・原付、 業務用冷凍機、発電機、冷蔵庫、PC等の半導体機器、工作機械、消火器、 家具等の大型木製品、古布、畳、食品由来の無機性資源（貝殻）、肥料・肥料原料（畜産業以外の事業者）
--



グラフ7：再生資源物保管等事業場に保管されている再生資源物の種類

(2) 再生資源物保管等事業場内の再生資源物のうち、規制対象にする必要があると考えられるもの

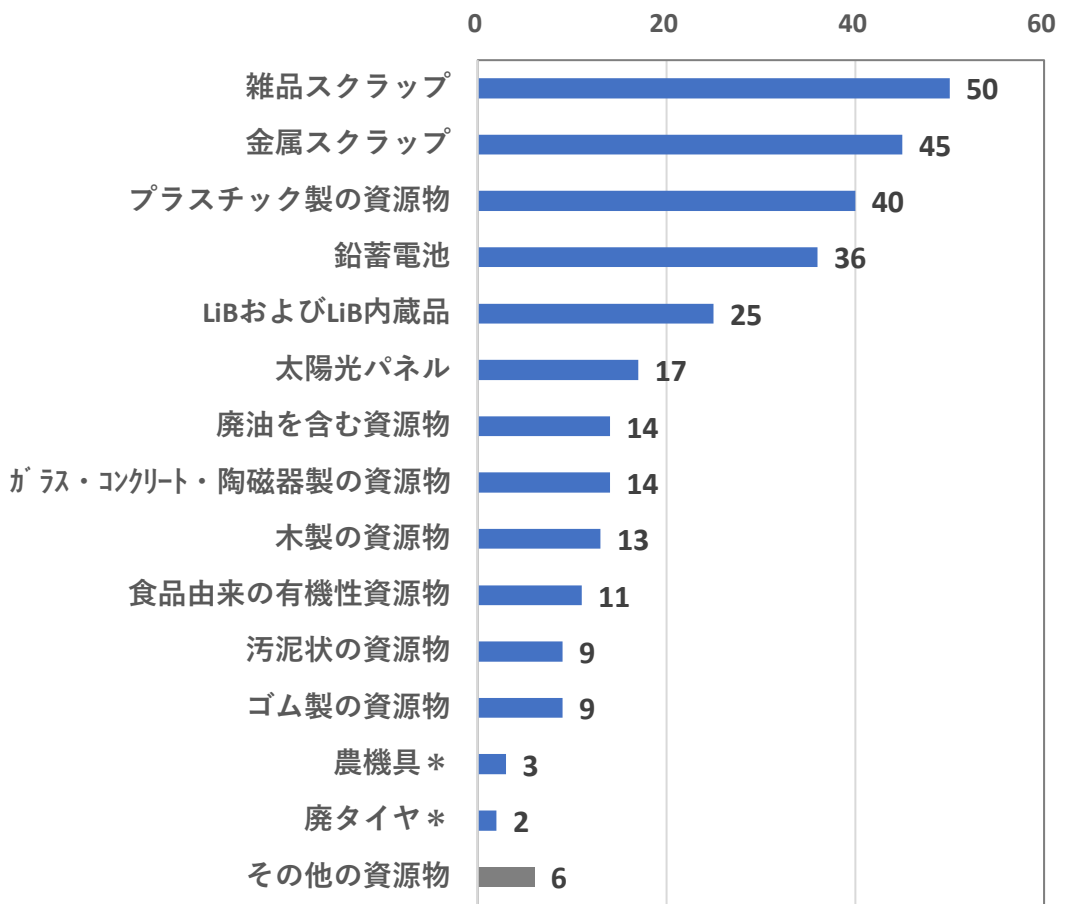
表2.2 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物
(有効回答数：82自治体、複数回答あり)

再生資源物の種類	回答自治体数
雑品スクラップ	50
金属スクラップ	45
プラスチック製の資源物	40
鉛蓄電池	36
LiBおよびLiB内蔵品	25
太陽光パネル	17
廃油を含む資源物	14
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	14
木製の資源物	13
食品由来の有機性資源物	11
汚泥状の資源物	9
ゴム製の資源物	9
農機具＊	3
廃タイヤ＊	2
その他の資源物	6

(＊その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)

その他の内容

自転車、自動車バッテリー、オートバイ・原付、有機溶剤等が付着したもの、 畳、肥料・肥料原料（畜産業以外の事業者）



グラフ8：規制対象にする必要があると考えられる再生資源物

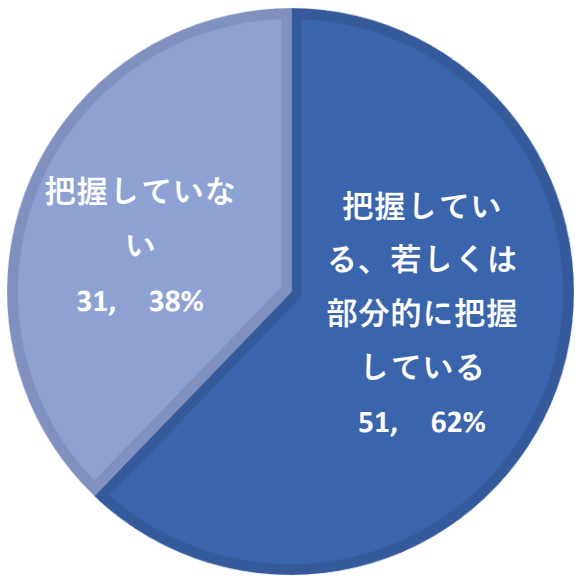
（3）再生資源物の流通経路

表2.3 再生資源物の流通経路（仕入元事業者・再生資源の搬出先）の把握状況
（有効回答数：82自治体）

再生資源物の流通経路の把握状況	回答自治体数	割合*
把握している、若しくは部分的に把握している	51	62%
把握していない	31	38%
合計	82	100%

（* 回答自治体における割合）

●再生資源物の流通経路を「把握している、若しくは部分的に把握している」と回答した自治体は、
全体の約40%（51/129自治体）にとどまった。



グラフ9：再生資源物の流通経路の把握状況

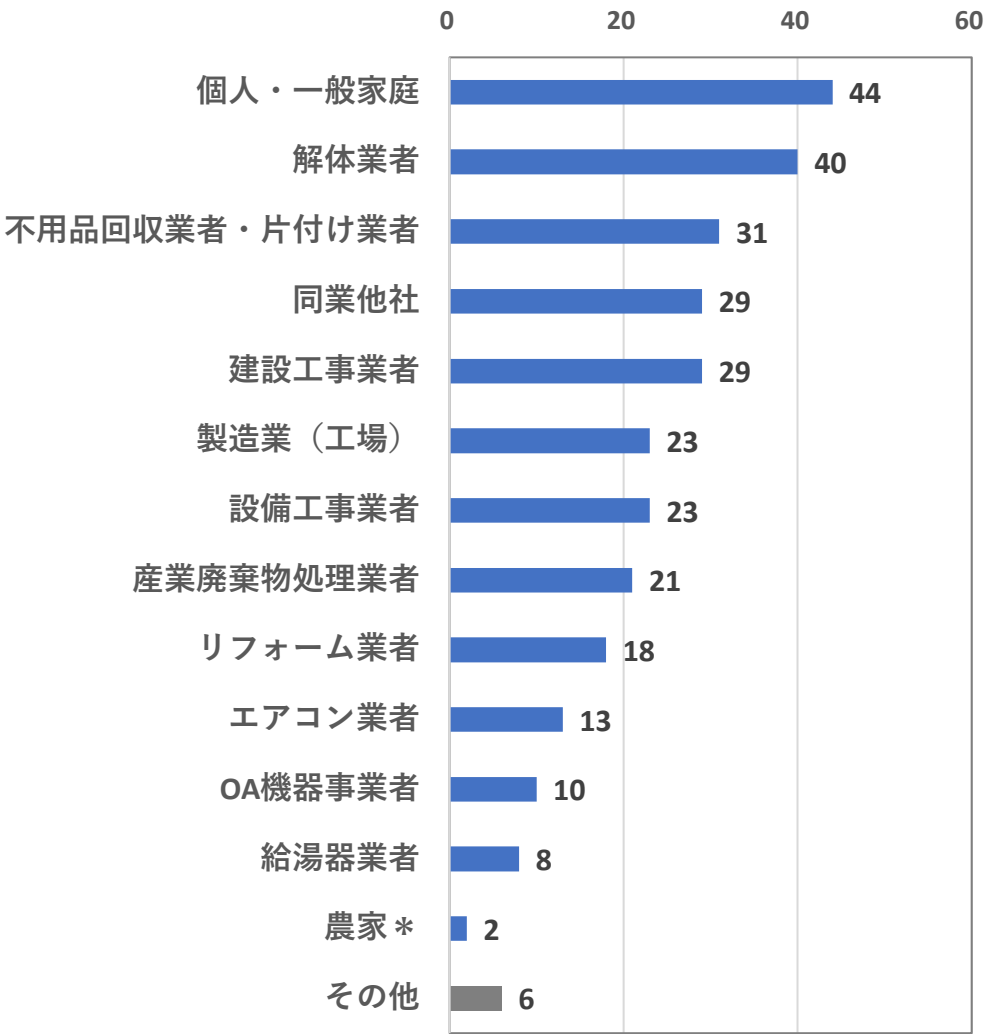
表2.4 再生資源物の仕入元事業者
（有効回答数：51自治体、複数回答あり）

仕入元事業者	回答自治体数
個人・一般家庭	44
解体業者	40
不用品回収業者・片付け業者	31
同業他社	29
建設工事業者	29
製造業（工場）	23
設備工事業者	23
産業廃棄物処理業者	21
リフォーム業者	18
エアコン業者	13
OA機器事業者	10
給湯器業者	8
農家*	2
その他	6

（* その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。）

その他の内容

電気工事業、運輸業、倉庫業、飲食店、コンビニ、米軍基地



グラフ10：再生資源物の仕入元事業者

表2.5 再生資源物等の搬出先
（有効回答数：51自治体、複数回答あり）

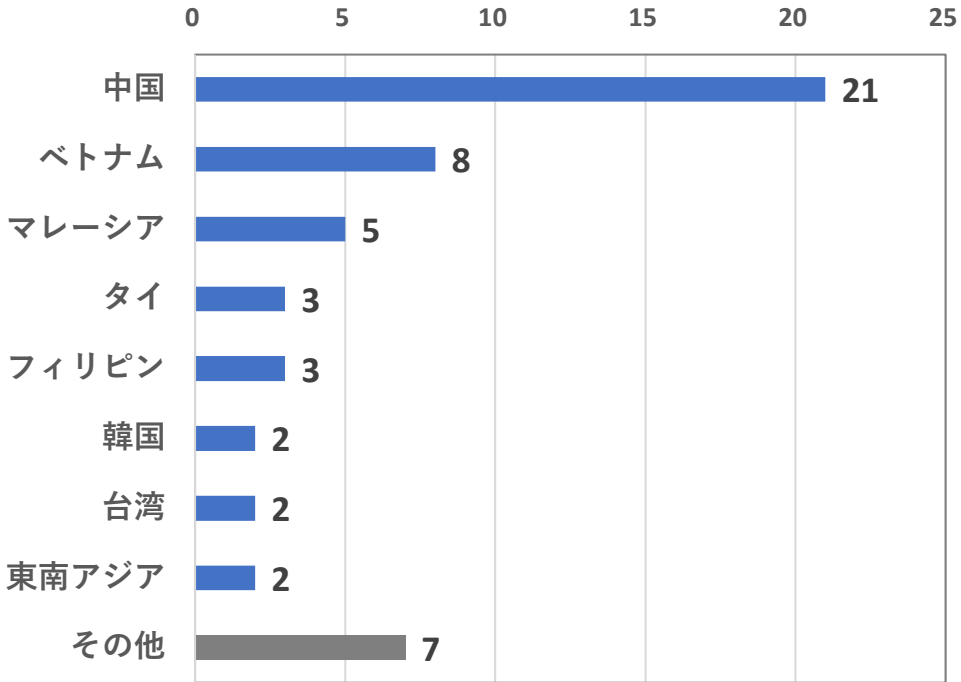
再生資源物等の搬出先	回答自治体数
国内の再生資源物商社・卸売業者	38
同業他社	35
海外の再生資源物商社・卸売業者	31
海外のリユース業者	22
国内の精錬所	21
国内のリユース業者	20
産業廃棄物処理業者	14
その他	5

その他の内容

国内の再商品化事業者、国内のメーカー（製紙会社）、バイク・自転車販売業者、破砕機で碎いて碎石として販売、排出している形跡がない

表2.6 再生資源物等の輸出先（再生資源物商社・卸売業者）
（有効回答数；29自治体、複数回答あり）

輸出先（再生資源物商社・卸売業者）	回答自治体数
中国	21
ベトナム	8
マレーシア	5
タイ	3
フィリピン	3
韓国	2
台湾	2
東南アジア	2
その他	7



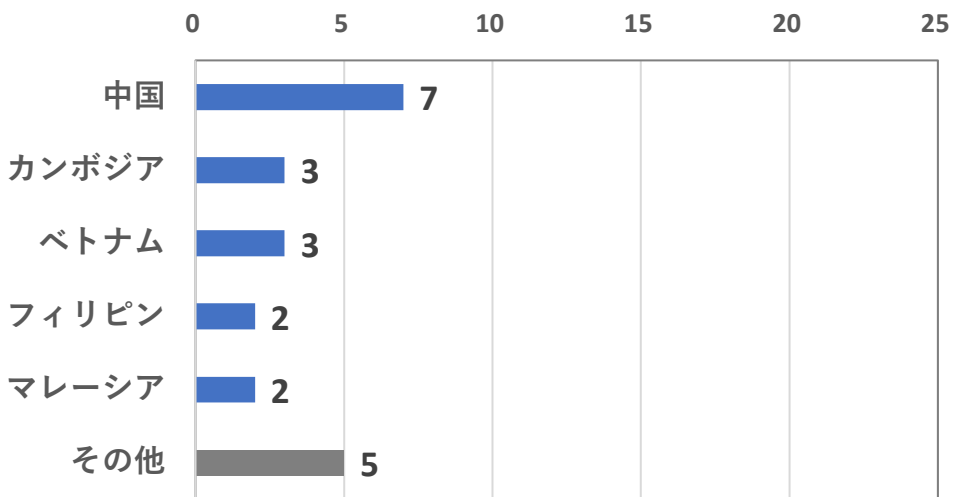
グラフ12：輸出先（再生資源物商社・卸売業者）

その他の国名、地域名

イタリア、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、スロベニア、フィリピン

表2.7 再生資源物等の輸出先（リユース業者）
（有効回答数；13自治体、複数回答あり）

輸出先（リユース業者）	回答自治体数
中国	7
カンボジア	3
ベトナム	3
フィリピン	2
マレーシア	2
その他	5



グラフ13：輸出先（リユース業者）

その他の国名、地域名

東南アジア、タイ、パナマ、ロシア、アフリカ

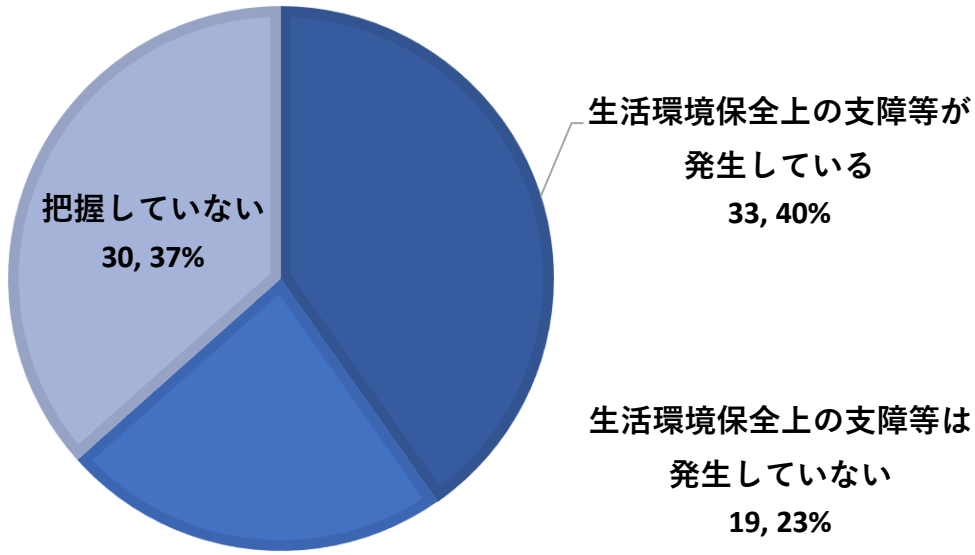
- 流通経路について回答した自治体は全体の約40%にとどまるものの、ヤードで選別された再生資源物のうち、一定量が海外に輸出されている可能性が示唆された。
- 輸出先としては、「再生資源物商社・卸売業者」、「リユース業者」ともに「中国」が最も多かった。
- その他の輸出先としては、全体的にアジア諸国が多かったが一部、アフリカやヨーロッパ、中米などの国も挙がっており、国内資源が広範囲に流出している可能性がある。

(4) 再生資源物保管等事業場やその周辺での生活環境保全上の支障

表2.8 管内の再生資源物保管等事業場やその周辺での生活環境保全上の支障の把握状況
(有効回答数；82自治体)

生活環境保全上の支障の把握状況	回答自治体数	割合*
生活環境保全上の支障等が発生している	33	40%
生活環境保全上の支障等は発生していない	19	23%
把握していない	30	37%
合計	82	100%

(＊回答自治体における割合)



グラフ14：再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の把握状況

表2.9 生活環境保全上の支障が生じた事業場数（事業場の分類別・支障の種類別）(事業場数)

事業場の分類		支障の種類								計	
		火災	土壌・地 下水汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
											LiB
有害使用済機器保管等事業場		9	0	0	0	6	3	2	1	1	22
再生資源物保管等事業場		24	6	3	44	45	16	17	3	13	165
(内訳)	金属スクラップ保管等事業場	5	1	3	15	28	6	7	2	4	70
	雑品スクラップ保管等事業場	10	4	0	11	7	1	3	0	2	34
	プラスチック資源保管等事業場	9	1	0	17	4	9	5	1	2	47
	その他の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
	詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	1	6	0	0	0	3	10
	敷地面積が100㎡以下の再生資源物事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		33	6	3	44	51	19	19	4	14	187

表2.10 生活環境保全上の支障の件数（事業場の分類別・支障の種類別）(支障の件数)

事業場の分類			支障の種類							計		
			火災	土壌・地 下水汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落		その他	
	LiB											
有害使用済機器保管等事業場			11	0	0	0	6	3	2	1	1	24
再生資源物保管等事業場			27	6	3	44	87	16	19	3	12	211
(内訳)	金属スクラップ保管等事業場		5	1	3	14	69	7	7	2	4	111
	雑品スクラップ保管等事業場		11	4	0	11	7	0	4	0	2	35
	プラスチック資源保管等事業場		10	1	0	18	4	9	6	1	2	50
	その他の再生資源物保管等事業場		0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
	詳細不明の再生資源物保管等事業場		1	0	0	1	7	0	0	0	2	11
	敷地面積が100㎡以下の再生資源物事業場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			38	6	3	44	93	19	21	4	13	235

表2.11 再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の原因

(カッコ内の数は回答自治体数を示す、数字のないものは回答数が1自治体のみのもの)

支障の種類	原因となった主な物品
火災	LiB（7）、ガスボンベ（2）、スプレー缶（2）、雑品スクラップ（2）、プラスチック（2）、電池類（複数種類：2）、ガス混入物、タイヤ、金属スクラップ、照明用電源ケーブル、電源コンセントからの漏電、被覆同線、木くず、有害使用済機器
土壌・地下水汚染	電池類、機械油、鉄スクラップに付着した油類、 廃酸（廃鉛蓄電池の解体により、発生するおそれのある事例あり）
飛散・流出	プラスチック（破砕物、ビニール類含む：9）、金属スクラップ（4）、 プラスチック（ペレット：2）、PET（ボトル、フレーク：2） オイル缶（2）、基板等、雑品スクラップ、鉄スクラップに付着した粉塵、 廃棄物（プラ）混じりの土砂、石油ストーブ等に残留している油類
騒音・振動	＊品目：金属スクラップ（8）、雑品スクラップ、プラスチック ＊設備：破砕機（4）、重機（3）、プラスチックの選別機 ＊作業：荷下ろし作業（2）、車両の搬出・搬入（2）、コンテナの設置音、 積み上げ作業（家電製品、自転車等）
悪臭	プラスチック（6）、PET（ベール）、農業用ビニール 金属スクラップ、雑品スクラップ、廃鉛蓄電池 鉄線をバーナーで切断する際の臭い・煙、電線被覆の焼却による臭い・煙、 排水不十分によるもの
水質汚濁	油（鉄スクラップに付着した油、機械油、食用油及びグリセリン等：4）、 プラスチック（2）、金属スクラップ（2）、雑品スクラップ、 起泡剤、廃鉛蓄電池、農業用ビニール、
崩落	金属スクラップ（5）、プラスチック（2）、雑品スクラップ、
その他	・野焼き、排煙による大気汚染、プラスチック加工機からの煙 ・大型車両のアイドリング音、路上駐車、運搬車両による道路関係苦情 ・屋外での資源物の長期間保管による雑草、害虫（コバエ等）、野良猫等の発生 ・廃鉛蓄電池の加工による周辺水路の水質悪化(pH) ・条例違反（無許可営業、無届の営業）

●再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障について、「発生を把握している」と回答した33自治体（全体の26％）からは、**200件以上の事案**が報告された。

●再生資源物保管等事業場では、**有害使用済機器保管等事業場よりも多くの生活環境保全上の支障が発生している**と考えられる。

(5) 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池の処理上の問題点

- ・ 廃鉛蓄電池の解体の過程で生じた廃液が場外に流出し、周辺の水質を汚染する事例があった。
(環境基準を超える鉛の検出、pHなどの水質の悪化。)
- ・ 廃鉛蓄電池の精錬時に、悪臭が発生する事例があった。
- ・ 屋外で雨ざらしの状態で保管されているため、万が一漏洩した場合には土壌汚染のリスクが高い。

●自治体が把握している再生資源物保管等事業場において、廃鉛蓄電池の不適正処理に関する回答がある。

●鉛蓄電池の不適正処理により、生活環境保全上の支障が生じている可能性がある。

(6) 再生資源物保管等事業場における廃リチウムイオン電池（およびその内蔵品）の処理上の問題点

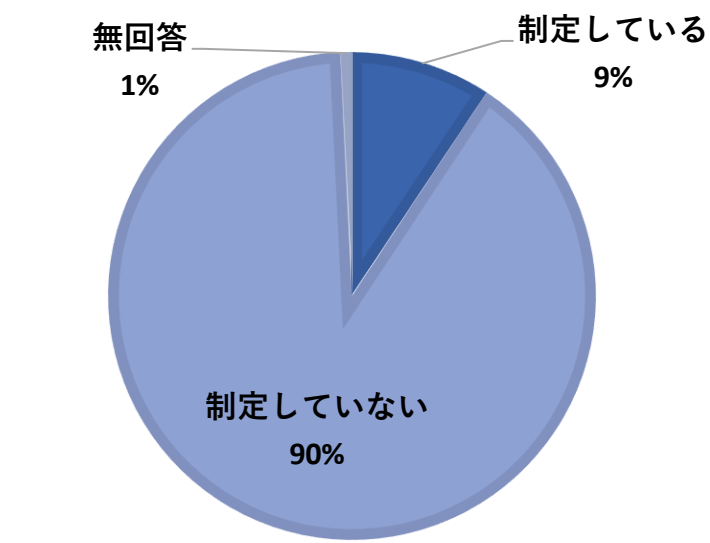
- ・ 膨らんだりリチウムイオン電池やマークのないリチウムイオン電池はJBRC等の処理可能な事業者がなく、自治体としてもその処理に苦慮している。
- ・ 屋外保管を行っている再生資源物、有害使用済機器にリチウムイオン電池が混在する事案が多く確認される。屋外保管事業場では、再生資源物の運搬等が重機により、ぞんざいに行われることも多く、混在したリチウムイオンバッテリー等が作業過程で破損することにより、時限的にショートすることもあるとみられる。また、再生資源物の山の大きさによっては、蓄熱や、重量によるリチウムイオンバッテリーの破損・圧縮等も考えられる。
- ・ 再生資源物を引き受ける際にはリチウムイオン電池の混入を避けるよう指導しているが、小型リチウムイオンが混入するおそれがある。
- ・ 電池が内蔵されたままスクラップを収集しているため、保管や積み込みのために重機を使用する際、電池を発火させてしまうケースがある。
- ・ リチウムイオン電池が内蔵されている廃家電を選別せずに、他の物とまとめて重機で処理する事業者がおり、指導に苦慮している。

3.再生資源物保管等事業場の規制について

(1) 再生資源物に関する条例の制定状況

表3.1 再生資源物の保管に関する条例の制定状況

条例の制定状況	回答自治体数	割合
制定している	12	9%
制定していない	116	90%
無回答	1	1%
合計	129	100%



グラフ15：再生資源物保管等事業場を規制する条例の制定状況

< 条例を制定している自治体 >

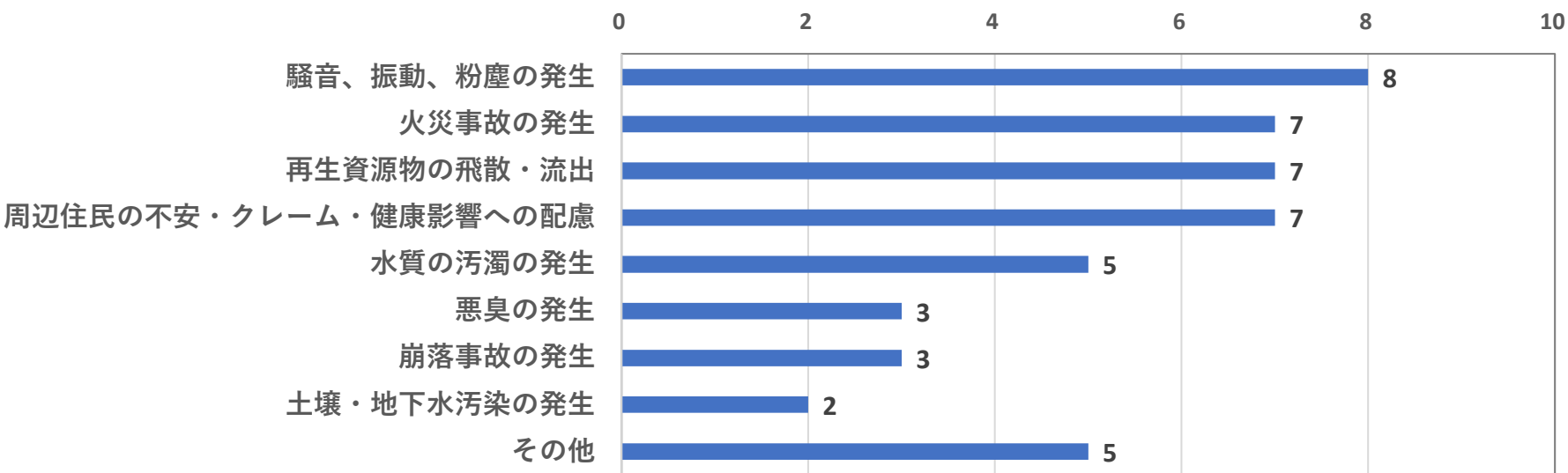
自治体名	条例の名称
福島県	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日施行）
茨城県	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日施行）
埼玉県	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日施行）
千葉県	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日施行）
山梨県	再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日施行）
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年 3 月17日施行）
滋賀県	滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日施行）
鳥取県	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日施行）
千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日施行）
名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日施行）
さいたま市	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日施行）
越谷市	越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日施行）

【条例を制定している自治体への設問】

表3.2 条例制定の経緯となった生活環境保全上の支障

（有効回答数：12自治体、複数回答あり）

条例制定のきっかけとなった生活環境保全上の支障等	回答自治体数
騒音、振動、粉塵の発生	8
火災事故の発生	7
再生資源物の飛散・流出	7
周辺住民の不安・クレーム・健康影響への配慮	7
水質の汚濁の発生	5
悪臭の発生	3
崩落事故の発生	3
土壌・地下水汚染の発生	2
その他	5



グラフ16：条例制定のきっかけとなった生活環境保全上の支障等

その他の具体的な内容

・県内では、有価物である金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管し、また、保管に伴い破砕、切断をするなどの事業を行う事業場（いわゆる「金属スクラップヤード」など）の一部において、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生している。
・金属スクラップの盗犯
・不用品回収を端緒として発生した不法投棄
・条例制定時、「法の適用を受けないリサイクル可能物は、生活環境保全上の支障を生じていても、適正処理指導を行う根拠がない。」という問題点があるとして制定された。

表3.3 当該条例における、再生資源物保管等事業場での火災発生時の自治体への報告義務
(有効回答数：12自治体)

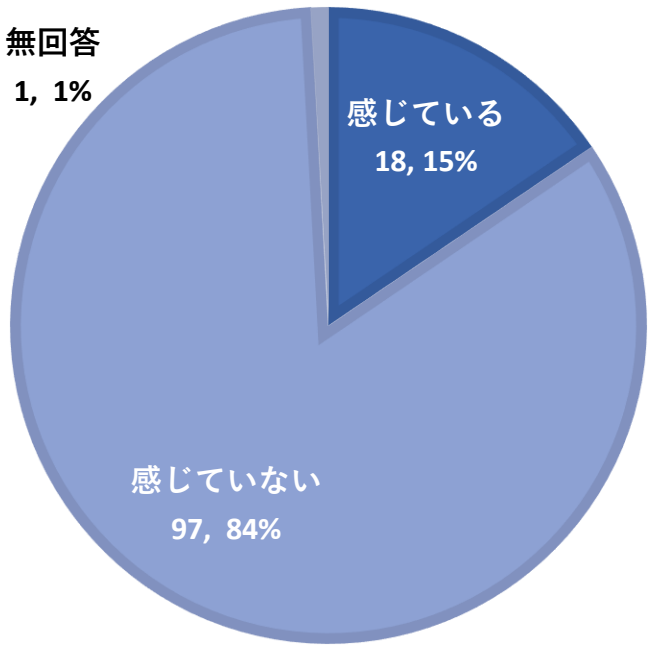
火災発生時の自治体への報告の義務付け	回答自治体数
報告を義務付けている	6
報告を要請している	2
報告の義務付けや要請はしていないが、今後、報告の義務付けを検討している	0
報告の義務付けや要請はしておらず、今後も検討する予定はない	4
合計	12

【条例を制定していない自治体への設問】

表3.4 条例制定の必要性を感じているかどうか
(有効回答数：116自治体)

条例制定の必要性の有無	回答自治体数	割合*
感じている	18	16%
感じていない	97	84%
無回答	1	1%
合計	116	100%

(* 回答自治体における割合)



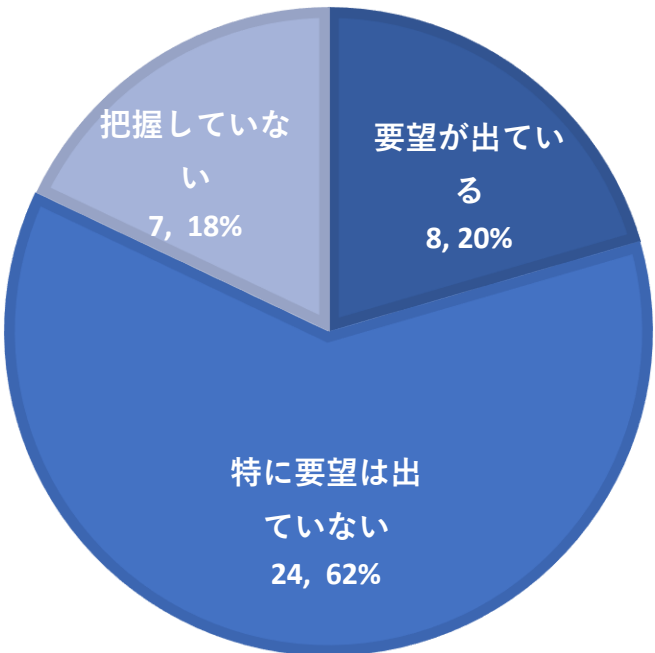
グラフ17：条例制定の必要性

<都道府県担当者向け>

表3.5 管内の市町村からの条例制定の要望の有無
(条例を制定していない都道府県数：39都道府県)

市町村からの条例制定の要望の有無	回答自治体数	割合*
要望が出ている	8	21%
特に要望は出ていない	24	62%
把握していない	7	18%
合計	39	100%

(* 回答自治体における割合)

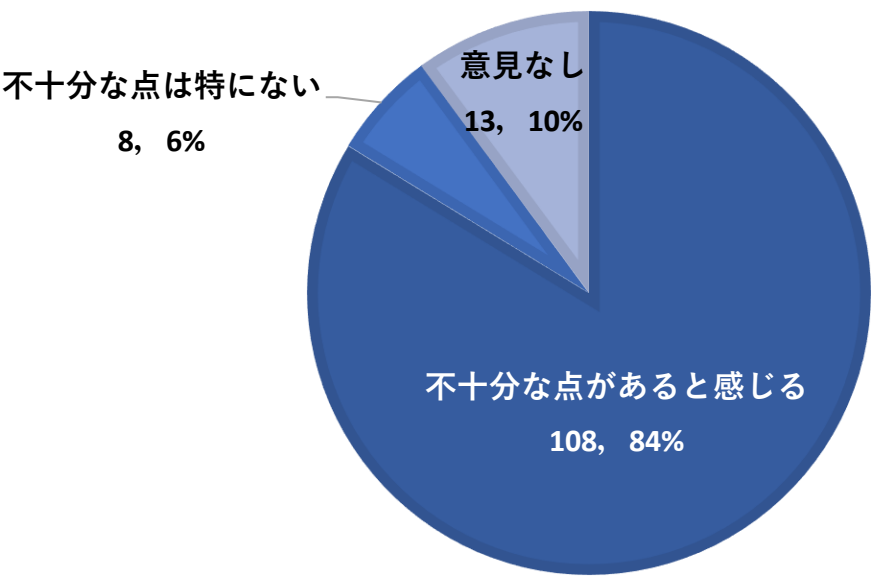


グラフ18：市町村からの条例制定の要望

(2) 有害使用済機器保管等届出制度についての意見

表3.6 現行制度に不十分な点があるかどうか

現行の制度に対する意見	回答自治体数	割合
不十分な点があると感じる	108	84%
不十分な点は特にない	8	6%
意見なし	13	10%
合計	129	100%



グラフ19：現行制度に不十分な点があると感じるか

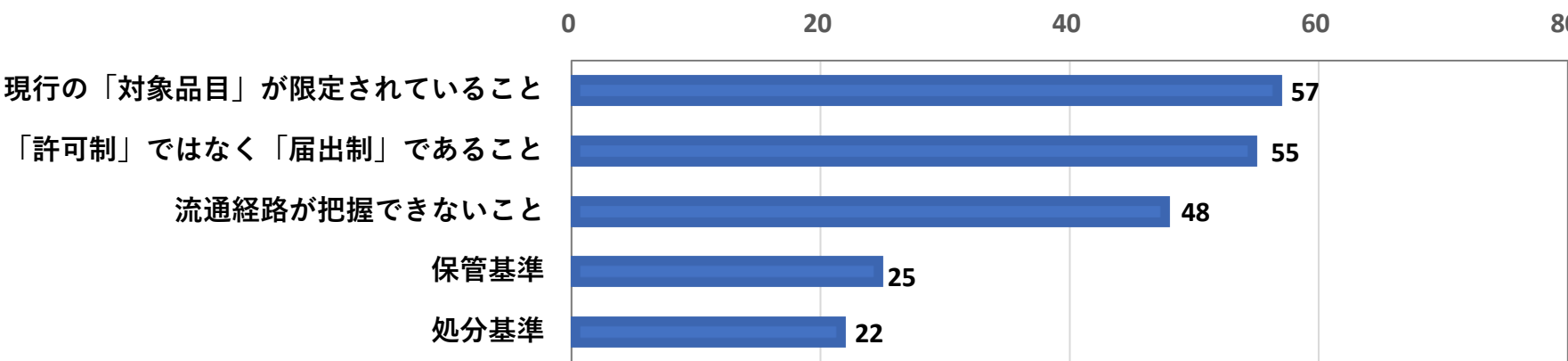
●一部の自治体（8自治体）では、現行制度に不満はないという回答であったが、**全体の84%の自治体は現行制度に不十分な点があると感じていることが分かった。**

表3.7 現行の制度について不十分だと思われる規制内容（複数回答あり）

不十分だと思われる規制内容	回答自治体数	割合*
不十分な点があると回答した自治体数	108	100%
現行の「対象品目」が限定されていること	57	53%
「許可制」ではなく「届出制」であること	55	51%
流通経路が把握できないこと	48	44%
保管基準	25	23%
処分基準	22	20%

（* 回答自治体における割合）

●不十分な点の具体的な内容としては、「**現行の対象品目が限定されていること**」「**許可制ではなく届出制であること**」などの意見が多く挙げた。



グラフ20：現行の有害使用済機器保管等届出制度において不十分だと思われる規制内容

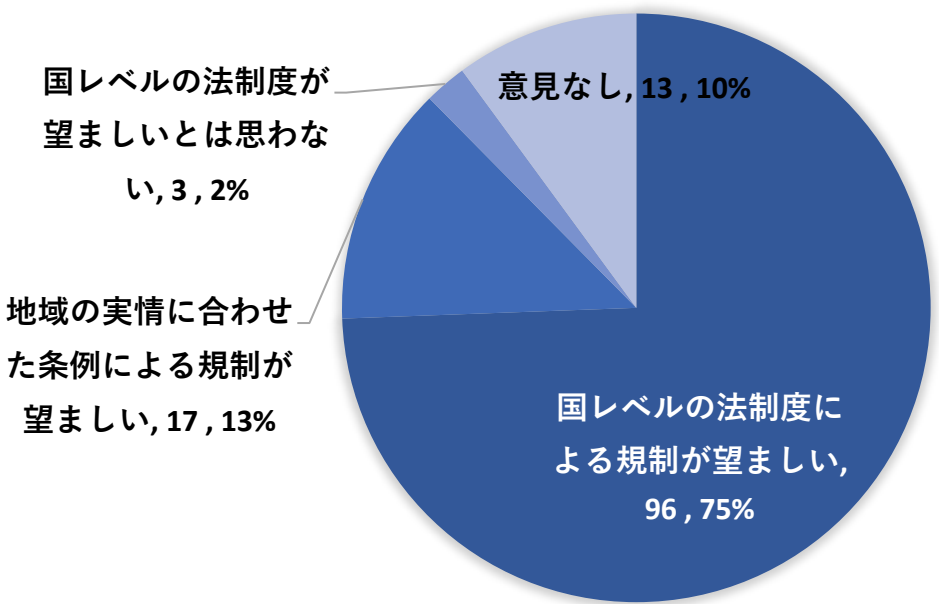
上記の他、現行制度の運用において課題となっている点（その他の意見より抽出）

現行の制度において課題となっている点	回答自治体数
①規制適用の該当性判断が困難	11
②事業者への指導及び周知が不足（外国人含む）	9
③人員不足による事業内容の実態把握が不足	9
④事業開始及び継続の障壁が薄い	3

(3) 再生資源物保管等事業場の規制についての要望

表3.8 再生資源物保管等事業場の指導・監督における国レベルの法規制の必要性

国レベルの法規制の必要性	回答自治体数	割合
国レベルの法制度による規制が望ましい	96	74%
地域の実情に合わせた条例による規制が望ましい	17	13%
国レベルの法制度が望ましいとは思わない	3	2%
意見なし	13	10%
合計	129	100%

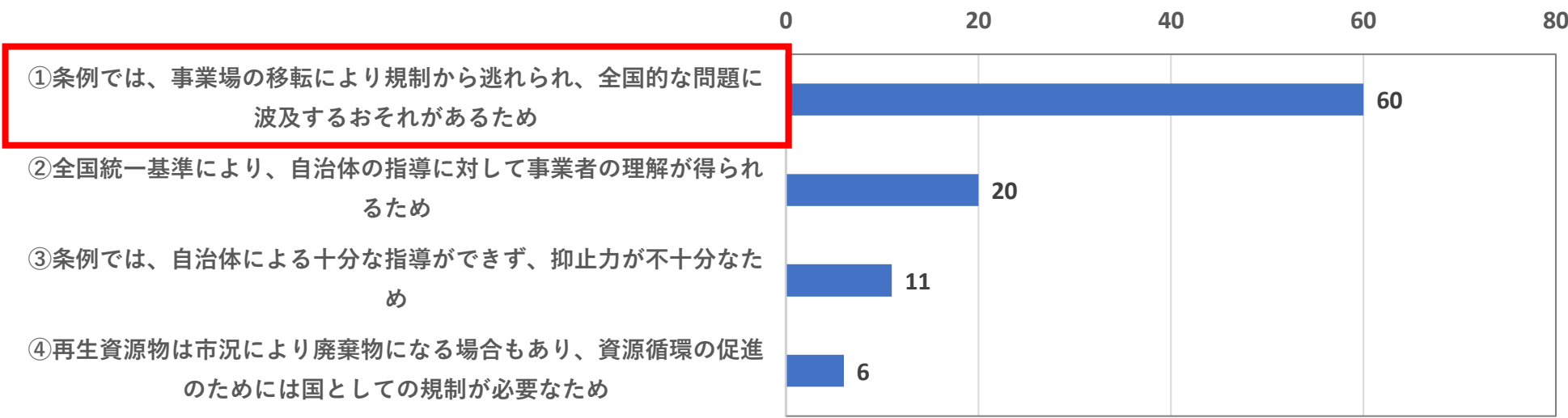


グラフ21：国レベルの法規制の必要性

表3.9 国レベルの法制度による規制が望ましいと考える理由（有効回答数：96自治体、複数回答あり）

理由	回答自治体数	割合*
①条例では、事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがあるため	60	63%
②全国統一基準により、自治体の指導に対して事業者の理解が得られるため	20	21%
③条例では、自治体による十分な指導ができず、抑止力が不十分なため	11	11%
④再生資源物は市況により廃棄物になる場合もあり、資源循環の促進のためには国としての規制が必要なため	6	6%

（* 回答自治体における割合）



グラフ22：国レベルの法制度による規制が望ましいと考える理由

- 全体の**74%の自治体**（96自治体）が、**国レベルの法制度による規制が望ましい**と回答した。
- その理由として、「**条例では、事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがあるため**」という意見が最も多かった。
- また、**事業者への効果的な指導を行い、不適正な事業者を排除**するためにも法による規制が必要であるという意見が多かった。

表3.10 再生資源物保管等事業場を指導・監督にあたっては、許可制の導入が望ましいか

許可制の導入について	回答自治体数	割合
許可制を導入した方が良い※	56	43%
現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い	37	29%
許可制を導入する必要性は感じない	10	8%
無回答・意見なし	26	20%
合計	129	100%

（※許可制を導入した方が良いという回答数には、許可制の導入と同時に対象品目も拡大すべきという意見（3自治体）も含む。）

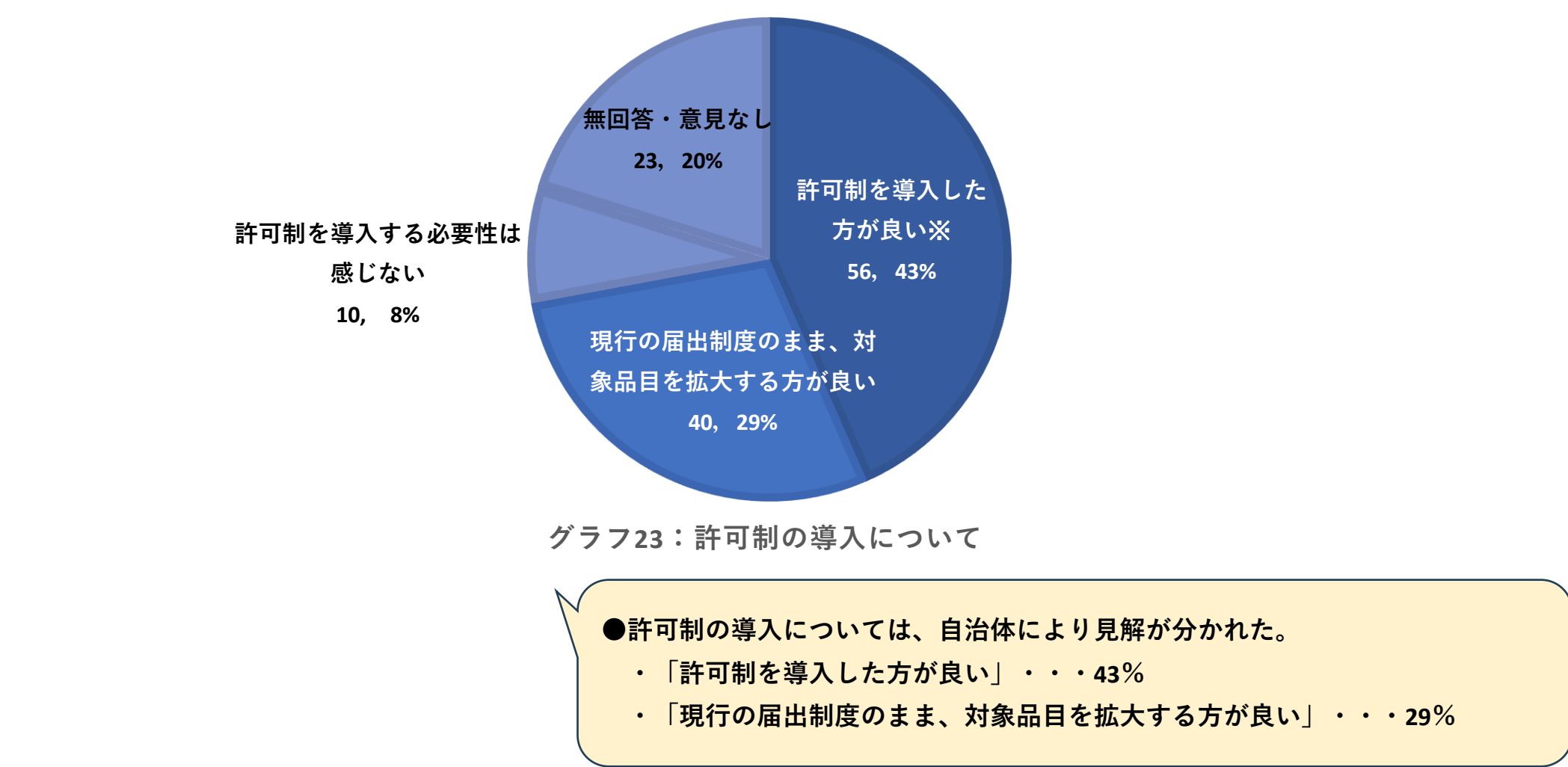
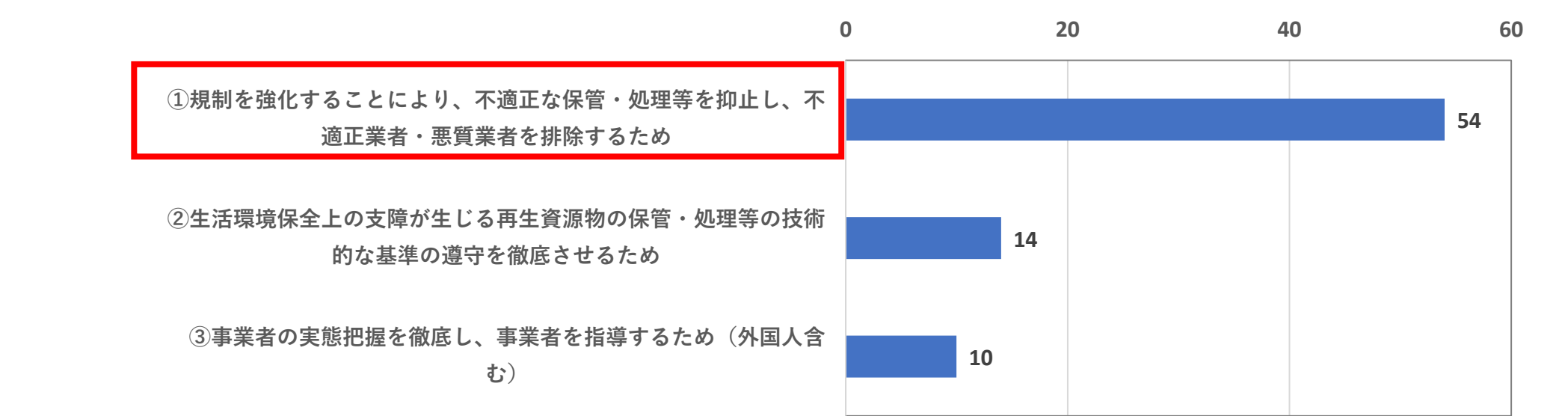


表3.11 許可制を導入した方が良いと考える理由（有効回答数：56自治体、複数回答あり）

許可制を導入した方が良いと考える理由	回答自治体数	割合*
①規制を強化することにより、不適正な保管・処理等を抑止し、不適正業者・悪質業者を排除するため	54	96%
②生活環境保全上の支障が生じる再生資源物の保管・処理等の技術的な基準の遵守を徹底させるため	14	25%
③事業者の実態把握を徹底し、事業者を指導するため（外国人含む）	10	18%

（* 回答自治体における割合）



【回答自治体の属性】

表3.12：管内に50件以上の再生資源物保管等事業場がある自治体の回答

		都道府県	政令市 中核市	総計	割合
管内に50件以上の再生資源物保管等事業場がある自治体		15	4	19	100%
(内訳)	「許可制を導入した方が良い」と回答した自治体	11	4	15	79%
	「現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い」と回答した自治体	2	0	2	11%
	無回答・その他	2	0	2	11%

表3.13：生活環境保全上の支障が発生している自治体の回答

		都道府県	政令市 中核市	総計	割合
生活環境保全上の支障が発生している自治体		19	14	33	100%
(内訳)	「許可制を導入した方が良い」と回答した自治体	9	13	22	67%
	「現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い」と回答した自治体	8	0	8	24%
	無回答・その他	2	1	3	9%

- 許可制の導入について、回答自治体の傾向を見ると、
「管内に50件以上の再生資源物保管等事業場のある自治体」の79％が許可制の導入を支持している。
また、「生活環境保全上の支障が発生している自治体」の67％が許可制を支持している。

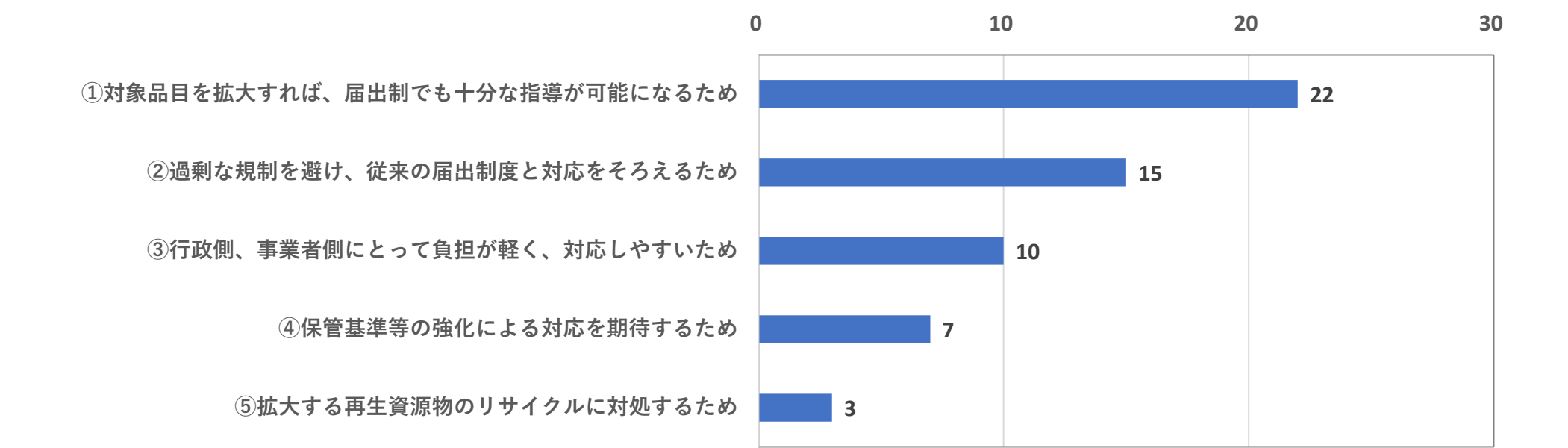
【許可制度導入の必要性に関する意見の概要】

- ・許可制度は不適切な処理を行う事業者に対する指導・監督の根拠となる法的効力が大きい。
- ・届出制度では、十分な審査期間が取れず、事業の内容が生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるものであっても、自治体の制止を受けず事業の開始が可能であるため、許可制度が必要である。
- ・届出制度は、有害使用済機器の適正な保管等について事前に行政が指導監督できないおそれがある。許可制度の導入により事前に有害使用済機器の不適正な保管等を抑止することができる。
- ・許可制度によって、度重なる指導・命令に従わなかった場合に許可を取り消すことで、不適切な事業者の退場につながる事が期待される。

表3.14 現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由
(有効回答数：40自治体、複数回答あり)

現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由	回答自治体数	割合*
①対象品目を拡大すれば、届出制でも十分な指導が可能になるため	22	55%
②過剰な規制を避け、従来の届出制度と対応をそろえるため	15	38%
③行政側、事業者側にとって負担が軽く、対応しやすいため	10	25%
④保管基準等の強化による対応を期待するため	7	18%
⑤拡大する再生資源物のリサイクルに対処するため	3	8%

(* 回答自治体における割合)



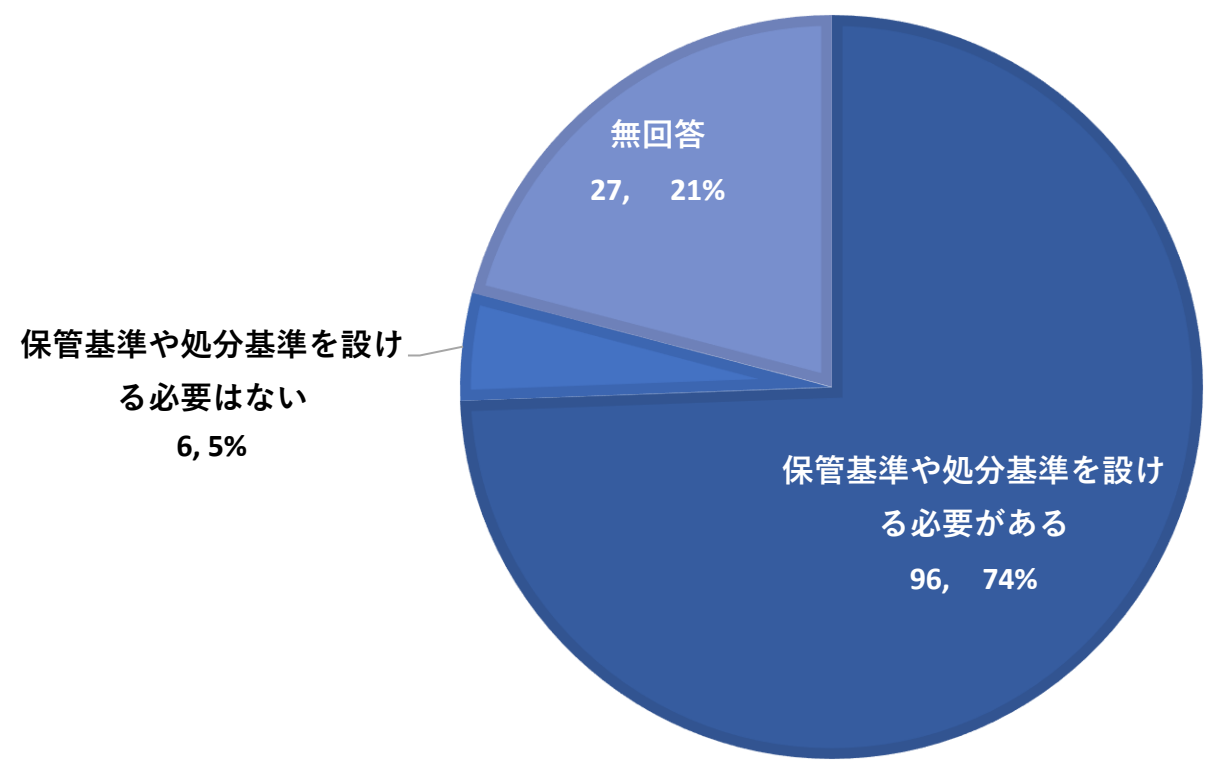
グラフ25：現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由

【現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いとする意見の概要】

【対象品目の拡大の必要性】 ・対象品目を指定するやり方では抜け穴が多いため、包括的に規制をかけるべきである。
【過剰な規制を避けるべきという意見】 ・廃棄物処理法で廃棄物ではない有価物を規制する以上、許可制は過度な規制と考える。 ・届出により対象事業場の把握ができる。保管基準等の規制基準により一定の規制効果が期待できる。
【行政側の負担に関する意見】 ・担当職員が限られている中で、許可事務のような負担が大きい事務の新規追加は望ましくない
【事業者側の負担に関する意見】 ・既存の事業者にとって許可制度はハードルが高いため、許可申請を行わない事業者が大量に発生する事態が想定される。
【資源循環の促進の観点からの意見】 ・過剰な規制は再生資源物のリサイクルの障壁となり得るため。

表3.15 再生資源物の保管等における保管基準や処分基準の必要性

保管基準・処分基準の必要性	回答自治体数	割合
保管基準や処分基準を設ける必要がある	96	74%
保管基準や処分基準を設ける必要はない	6	5%
無回答	27	21%
合計	129	100%



グラフ26：保管基準や処分基準の必要性

【保管基準や処分基準が必要であるとする意見の概要】

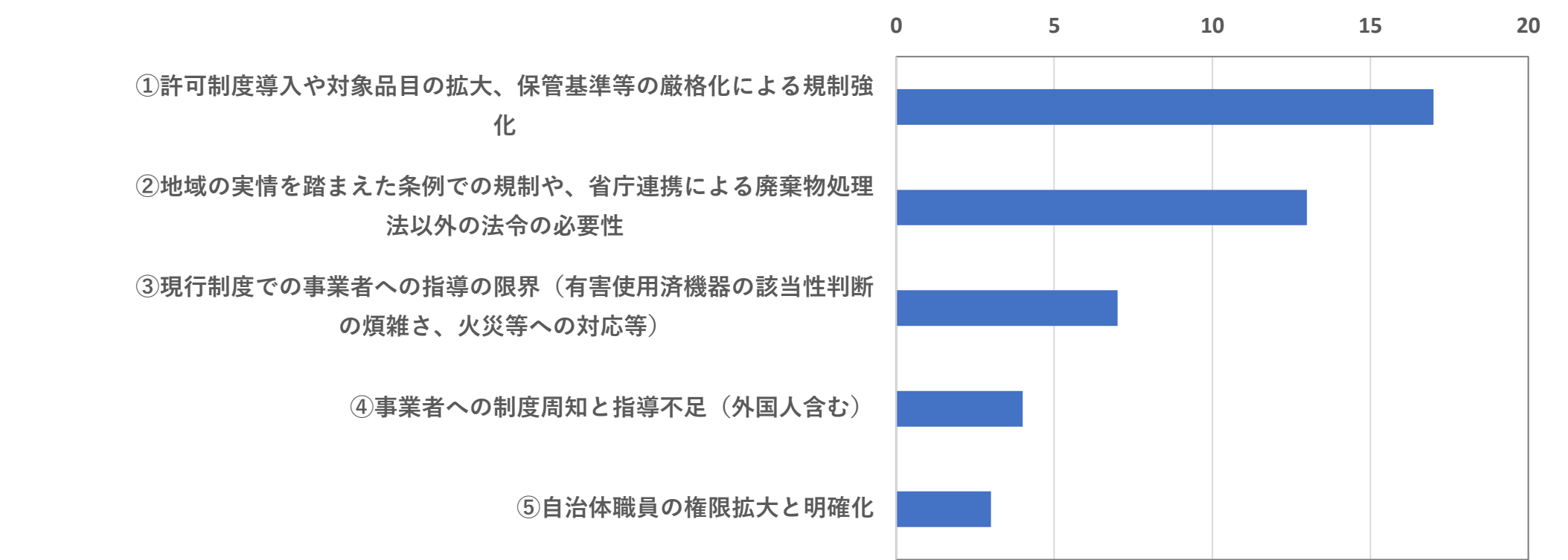
- ・事業場の塀を設けているが、50%勾配以上及び塀よりも高く保管されているケースが散見され非常に危険である。
- ・過剰保管、金属に付着した油分の流出、処理後のプラの飛散等による生活環境への支障のおそれが懸念される事業場がある。
- ・作業に伴う騒音、振動等の規制の強化が必要である。
- ・廃棄物処理法に準じた保管基準や処理基準（有害使用済み機器と同程度の基準）を設ける必要がある。
- ・火災、崩落の危険や騒音等の問題は、事業開始後に現実化する。事後的な対応では手遅れとなることが多く、指導だけではこれらの問題を解決することが難しい。

- 再生資源物の保管基準・処分基準の必要性については、ほとんどの自治体が「必要性あり」と回答した（96自治体、74%）
- その理由としては、再生資源物の保管等による崩落、飛散・流出、騒音・振動、土壌・水質の汚濁等、様々な生活環境保全上の支障が現に発生しており、それを規制する必要があるという意見であった。

(4) 現行の有害使用済機器保管等届出制度に対する意見の詳細（自由記載）

表3.16 「有害使用済機器保管等届出制度」に対する意見
(任意回答、有効回答数：36自治体、複数回答あり)

有害使用済機器保管等届出制度への意見	回答自治体数
①許可制度導入や対象品目の拡大、保管基準等の厳格化による規制強化	17
②地域の実情を踏まえた条例での規制や、省庁連携による廃棄物処理法以外の法令の必要性	13
③現行制度での事業者への指導の限界（有害使用済機器の該当性判断の煩雑さ、火災等への対応等）	7
④事業者への制度周知と指導不足（外国人含む）	4
⑤自治体職員の権限拡大と明確化	3



グラフ27：「有害使用済機器保管等届出制度」に対する意見

【有害使用済機器保管等届出制度に対する意見の概要】

有害使用済機器の該当性について
・ 廃棄物ではない「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、より明確な基準を示して欲しい。 ・ 有害使用済機器保管等業者などが、有害使用済機器と外観上判断が困難な機器類をリユース品、修理可能品などと主張して取り扱うことがあり、有効な指導に苦慮するケースがある。 ・ 判断に苦慮することが多いため、事業者にも分かりやすい仕組みを検討いただきたい。

対象品目について
・ 現行制度では、対象品目が非常に限定されている。 ・ 再生資源物保管ヤードの事業場に寄せられる苦情の多くが「騒音」「振動」であるが、金属スクラップの処理作業による苦情である場合、明確に指導することができない状況にある。 ・ 有害使用済機器保管等の届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認は難しく、流通経路の把握が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、対象品目の拡大が必要である。 ・ 金属スクラップや雑品スクラップを取り扱う事業者以外の事業者もヤードで有価物を保管している。仮に有価物であっても、有害性・発火性・爆発性を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏洩、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の生活環境上支障を及ぼすおそれのあるものを保管又は取り扱う事業者のヤードも規制対象とし、適正保管を促す必要がある。 ・ 有害使用済機器のみを取扱っている事業場はなく、ほとんどの場合が雑品スクラップへの混載物であることから、対象品目に限定した指導では限界がある。有害使用済機器に限定することなく雑品スクラップ全体での規制の方が効果は期待できる。 ・ 生活環境保全上の支障が生じるおそれが特に高い品目に限って、対象品目を拡大する必要がある。
保管基準、処理基準等について
・ 廃棄物や有害使用済機器に係る苦情は保管量や保管状況に起因するものが多いため、保管基準に関する一律の厳格な規制を行ってほしい。 ・ 金属スクラップ業者の山積みについても規制の対象とすべきである。
廃棄物処理法以外の法令の必要性
・ 廃棄物処理法は、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る趣旨で立法されたものである。廃棄物処理法の枠組みではなく、再生資源物保管等事業場を規制するための新たな法律の制定が望ましい。 ・ 廃棄物処理法に再生資源物まで規制するのであれば、有害使用済機器と合わせて立法化すべき。 ・ 法制化する時は、現在の有害使用済機器保管等届出制度を廃棄物処理法から切り離し、別の法制にしていきたい。 ・ ヤードに置かれたものを規制する新たなルール作りが必要である。 ・ 有害使用済機器も含めて、資源循環の一環として別の法律でヤードを規制した方が法体系として適切である。